ESRI Research Note　No.17

少子化の動向と出生率に関する研究サーベイ

姉崎 猛、佐藤 豊、中村 明恵

March 2011

内閣府経済社会総合研究所
Economic and Social Research Institute
Cabinet Office
Tokyo, Japan

ESRI Research Note は、すべて研究者個人の責任で執筆されており、内閣府経済社会総合研究所の見解を示すものではありません。今後の修正が予定されるものであるため、当研究所及び著者からの事前の許可なく引用・転載することを禁止いたします。

ESRI リサーチ・ノート・シリーズは、内閣府経済社会総合研究所内の議論の一端を公開するために取りまとめられた資料であり、学界、研究機関等の関係する方々から幅広くコメントを頂き、今後の研究に役立てることを意図して発表しております。

資料は、すべて研究者個人の責任で執筆されており、内閣府経済社会総合研究所の見解を示すものではありません。

なお、今後の修正が予定されるものであり、当研究所及び著者からの事前の許可なく論文を引用・転載することを禁止いたします。

（連絡先）総務部総務課 03-3581-0919 （直通）

少子化の動向と出生率に関する研究サーベイ[1]

内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官　姉崎　猛
内閣府経済社会総合研究所行政実務研修員　佐藤　豊
内閣府経済社会総合研究所研究官　中村明恵

Ⅰ　はじめに

我が国の合計特殊出生率は長期的に低下傾向で推移しており、2005 年には、過去最低となる 1.26 にまで落ち込んだ。こうした出生率低下の背景には、未婚化の進展や、晩婚化・晩産化の進展があると指摘されている。

未婚化の状況を見るために未婚率の推移をみてみると、男女ともにほぼ一貫して上昇傾向で推移しており、例えば、2005 年における 30～34 歳層の未婚率は男性で 47.1%、女性でも 32.0%と、男性の２人に１人、女性の３人に１人が未婚という状況になっている。我が国においては婚外子の割合は約２％であり、結婚しない人が増えればそれだけ子どもの数が減少することになる。

一方、晩婚化・晩産化の状況をみてみると、平均初婚年齢は 2009 年で、男性が 30.4 歳、女性が 28.6 歳と上昇を続けており、母親の平均出産時年齢も上昇している。母親の年齢が高くなると、出産を控える傾向がみられるところであり、晩婚化・晩産化は少子化の要因となる。

1　本稿の作成にあたり、阿部正浩獨協大学経済学部教授、戸田淳仁リクルートワークス研究所研究員、池田心豪労働政策研究・研修機構研究員から大変有益なコメントをいただきました。また、内閣府経済社会総合研究所のＥＳＲＩセミナーでの報告において、小野善康所長はじめ参加者の皆様から貴重なコメントをいただきました。ここに記して感謝申し上げます。
なお、本稿で示した見解はすべて筆者個人の見解であり、所属機関の見解を示すものではありません。

ただ、近年の出生率の動向をみると、合計特殊出生率は 2005 年の 1.26 をボトムに、その後は３年連続で上昇し、2008 年には 1.37 にまで回復した。2009 年も 1.37 と同水準となっており、今後とも上昇傾向が続くのか、それともまた低下してしまうのか、今後の動向が注目されている。特に、近い将来、国立社会保障・人口問題研究所による将来人口推計が予定されていることから、ここ数年の反転上昇の要因分析や政策効果の見通しが重要な課題となっている。

政策的には、1990 年のいわゆる「1.57 ショック」を契機として、1994 年に、政府として初めての本格的な対策として、「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）が策定され、その後も数次にわたり様々な少子化対策が講じられてきた。しかし、これまでの少子化対策については、それが目に見える成果としてなかなか国民生活の中で実感されていないのが現状ではないかと考えられる。

こうした中で 2009 年９月、マニフェストにおいて、子ども手当の導入や高校教育の実質無償化等の施策の導入を訴えた民主党を中心とする連立政権が発足し、2010 年 1 月には、今後５年間を目途とする数値目標を含めた「子ども・子育てビジョン～子どもの笑顔があふれる社会のために～」が閣議決定された。政府においては、このビジョンに基づき、子どもを生み育てることに夢を持てる社会の実現に向けて、必要な施策を積極的に推進しているところである。

内閣府経済社会総合研究所においては、2004 年に、出生率の動向に関する研究のサーベイ（伊達・清水谷（2004））を発表しているところであるが、以上のように、少子化をめぐる動向をみると、出生率はここ数年わずかながら回復傾向を示しており、政策的にも「子ども手当」の導入など新たな政策展開が図られている。一方、出生率の動向に関する研究は、その後も蓄積が進みつつある。

こうしたことから、今般、改めて、最新の研究も含めて出生率の動向に関する研究成果についてレビューを行い、これまでの主要な研究成果とその含意について紹介することとしたい。

本論の構成は以下のとおりである。

II においては、諸外国の状況も含めて、少子化の動向とその要因について概観するとともに、ここ数年出生率が回復している背景についても言及する。

III では、1990 年の「1.57 ショック」以降の政策の動向について紹介する。

IV では、出生率の動向に関するこれまでの実証研究を中心とする研究成果について、おおむね 1990 年代の後半から直近までのものを網羅的に紹介する。本サーベイでは、特に、政策的にどのような政策が出生率の回復に貢献できるのかに最大の関心があることから、一定程度政策的にコントロール可能な変数に着目することとし、具体的には、

1) 育児休業制度と出生率との関係
2) 保育サービスと出生率との関係
3) 経済的支援と出生率との関係
4) 夫の家事・育児参加と出生率との関係

の４つにしぼって、経済学的な分析を中心に、これまでの実証研究の成果についてレビューすることとしたい。

なお、先取り的に、これまでの研究成果の結論をおおまかに述べれば、

1) 育児休業制度は出産を促進するという研究が多い、
2) 一部に有意な関係がみられないという研究もあるが、基本的には保育サービスについてもその充実が出産を促進するという研究が多い、
3) 児童手当等の経済的支援は出産を促進するがその効果は大きくないという研究が多い、
4) 父親の家事・育児参加は出産を促進するという研究が多い、

ということができる。

II　少子化の動向

１　少子化の動向とその要因

（出生率の動向）

我が国の合計特殊出生率は、第１次ベビーブーム期（1947～1949 年）には 4.0 を超えていたがその後急激に低下し、1950 年代後半以降おおむね 2.1 台で安定的に推移していたが、第２次ベビーブーム期（1971～1974 年）以降、1975 年に 2.0 を割ってから長期的に低下傾向にあり、1989 年には、ひのえうま（1966 年）で記録した 1.58 を下回る 1.57 となった。

最近では、2005 年に過去最低となる 1.26 にまで落ち込んだが、その後はわずかではあるが 2008 年に 1.37 にまで回復し、2009 年も 1.37 となっている（図表１）。

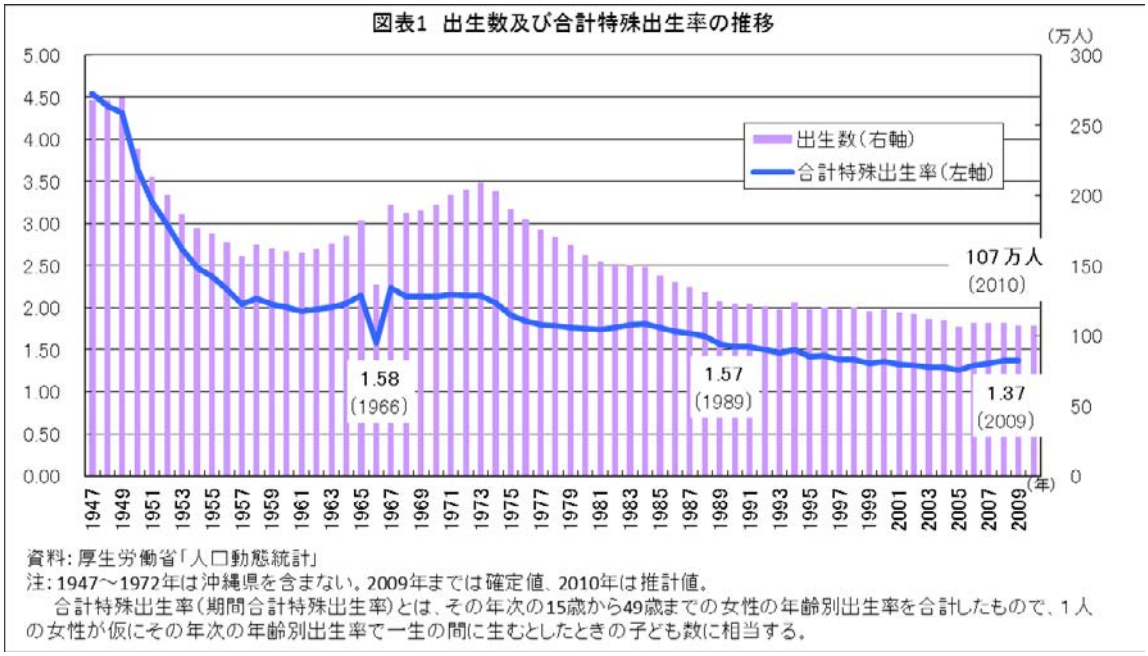

資料：厚生労働省「人口動態統計」
注：1947～1972年は沖縄県を含まない。2009年までは確定値、2010年は推計値。
　合計特殊出生率（期間合計特殊出生率）とは、その年次の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、１人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当する。

（未婚化の進展）

合計特殊出生率が長期的に低下している背景には、未婚化の進展や、晩婚化・晩産化の進展があると指摘されている。例えば、岩澤（2002）は、長期的な出生率の低下について、「1970 年代から 2000 年に至る低下分について見れば、その約 7 割が結婚行動の変化による寄与、残りの 3 割が夫婦の出生行動の変化による寄与」とし、出生率の低下には未婚化の影響が大きいことを指摘している。そこで、まず、未婚化の状況について概観する。

欧米諸国においては、婚外子の割合が 30～50%台と高い水準にあるが、我が国においては 2.1%（2009 年）と国際的にも極めて低い水準にあり、「結婚イコール出産」と言っていいくらい婚姻の状況は出生率の動向に大きな影響を与えている。

まず、婚姻率の長期的な推移をみると、1970 年代前半には 10.0 程度であったが、その後 1980 年代半ば以降 6.0 前後で推移し、2009 年は戦後最低となる 5.6 にまで低下している（図表２）。

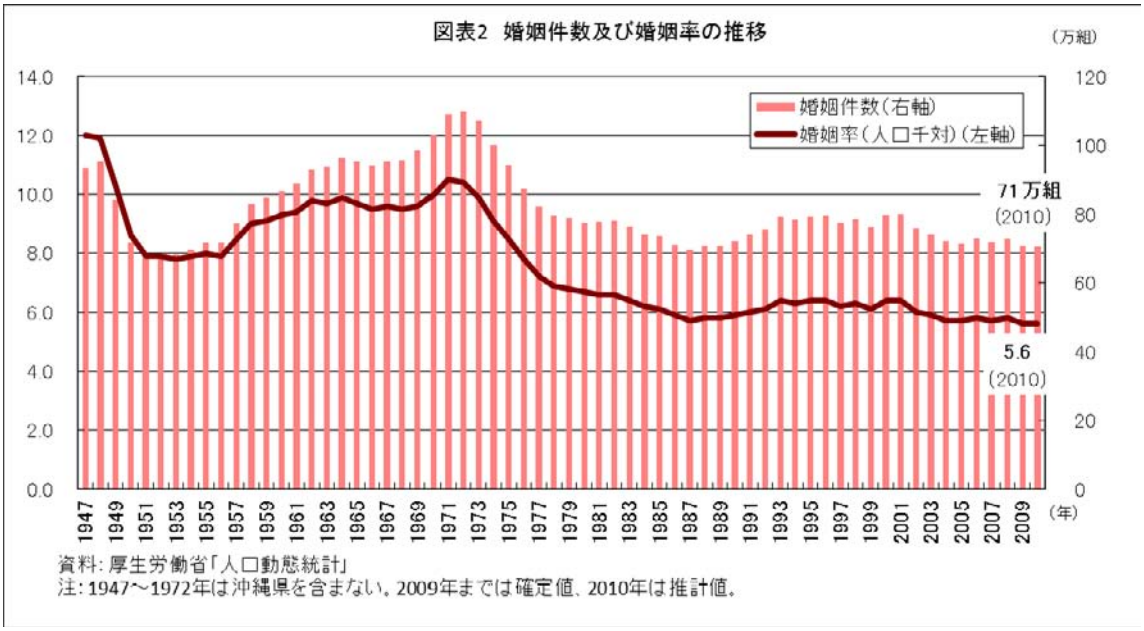

次に、男女、年齢別に有配偶率と未婚率の推移をみると、男性では、例えば、40 歳代前半層の有配偶率は、1975 年では 94.3%であったが、2005 年には 70.3%と大幅に低下した。その裏返しで、男性の未婚率は、いずれの年齢層においても大幅に上昇しており、30 歳台前半層では、1975 年には 14.3%であったが、2005 年には 47.1%へと大きく上昇している（図表３－１）。

一方、女性では、例えば、30 歳代後半層の有配偶率が 1975 年では 90.6%であったが、2005 年には 72.4%と大幅に低下した。また、女性の未婚率は、若年層を中心に上昇しており、30 歳代前半層の未婚率は、1975 年は 7.7%であったのに対して、2005 年は 32.0%と約 24%ポイントも上昇した（図表３－２）。

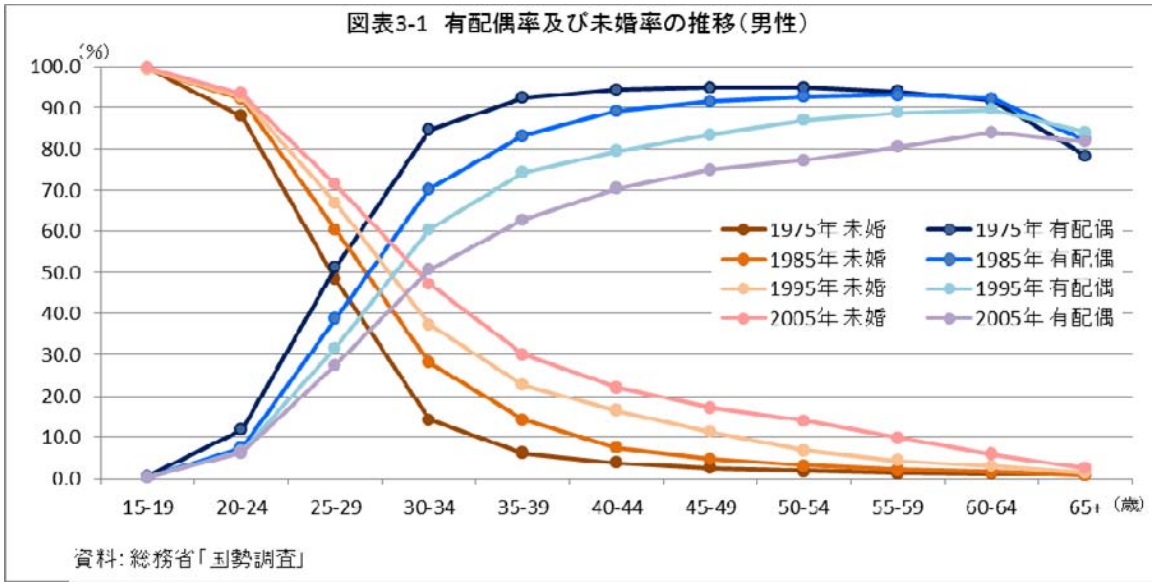

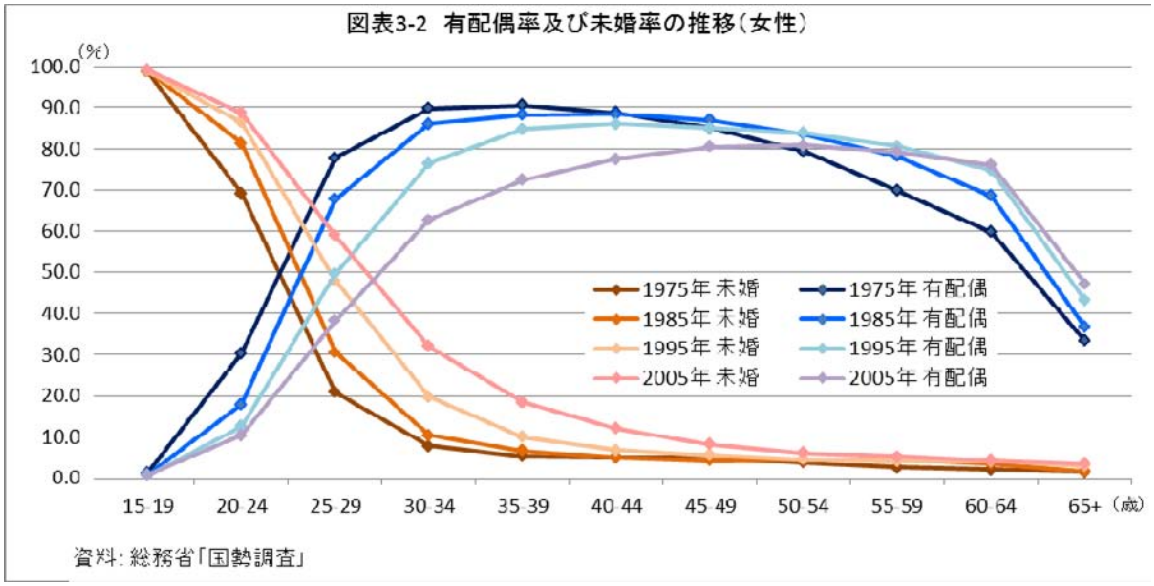

（晩婚化・晩産化の進展）

晩婚化の状況について、婚姻した者（初婚）の平均婚姻年齢の推移をみてみると、1970年を底に上昇を続け、2009年には、夫で30.4歳、妻は28.6歳と晩婚化が進展している（図表４）。

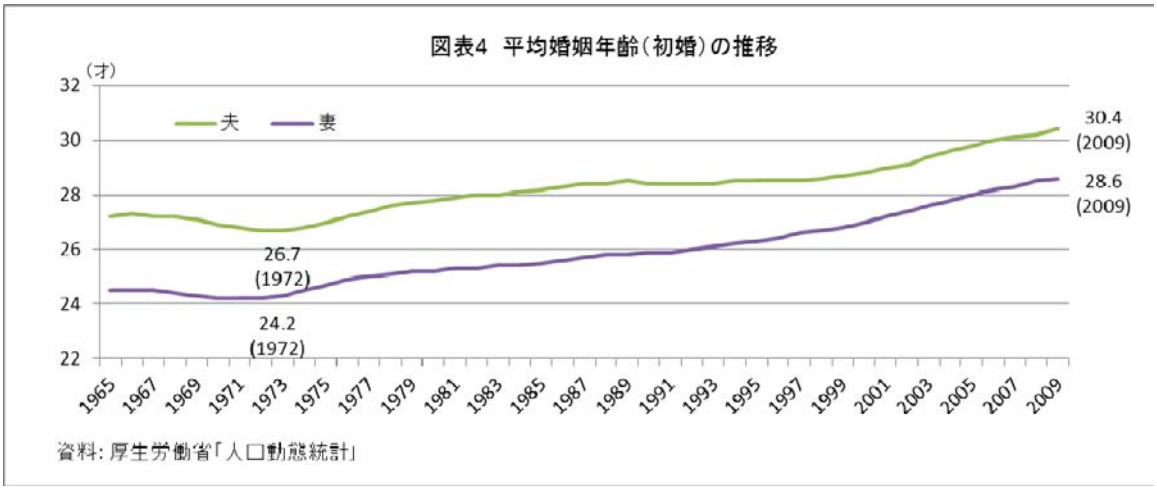

次に、晩産化の状況についてみると、出生順位[2]第１子が出生した時の母の年齢は、1999年では29歳以下が全体の約７割を占めていたが、2009年には約５割まで落ち込み、それに代わって、30歳以上が約３割から約５割にまで増加している（図表５）。

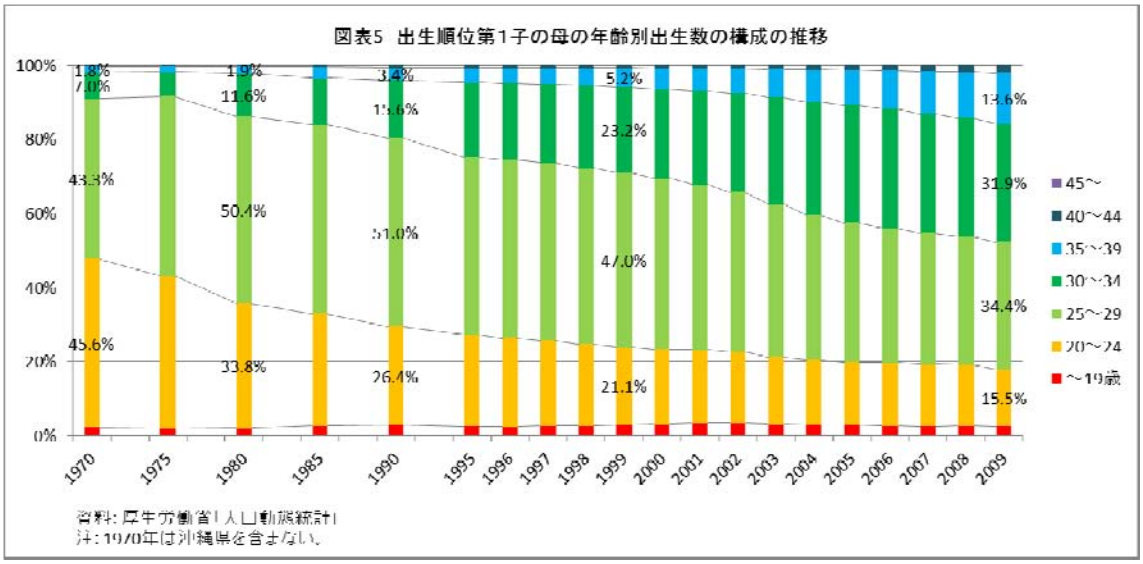

（結婚に対する意識）

以上でみたように、結婚については未婚化、晩婚化、出産については晩産化が進んでいる。それでは、人々の意識はどうなっているのか。国立社会保障・人口問題研究所「第13回出生動向基本調査」[3]により結婚に対する意識についてみてみると、「いずれは結

[2] 同じ母親がこれまでに生んだ出生子の総数について数えた順序。
[3] 独身者調査は、全国18歳以上50歳未満の独身者を対象とした全国標本調査。2005年6月1日時点の事

婚するつもり」と考えている独身者の割合は、近年、男女ともに下げ止まりがみられ、25～29 歳独身男性については 87.7%、20～24 歳独身女性については 91.5%が「いずれ結婚するつもり」と回答し、年齢平均でみれば、男女ともに約９割の独身者は結婚する意思を持っていることがわかる（図表６－１、図表６－２）。

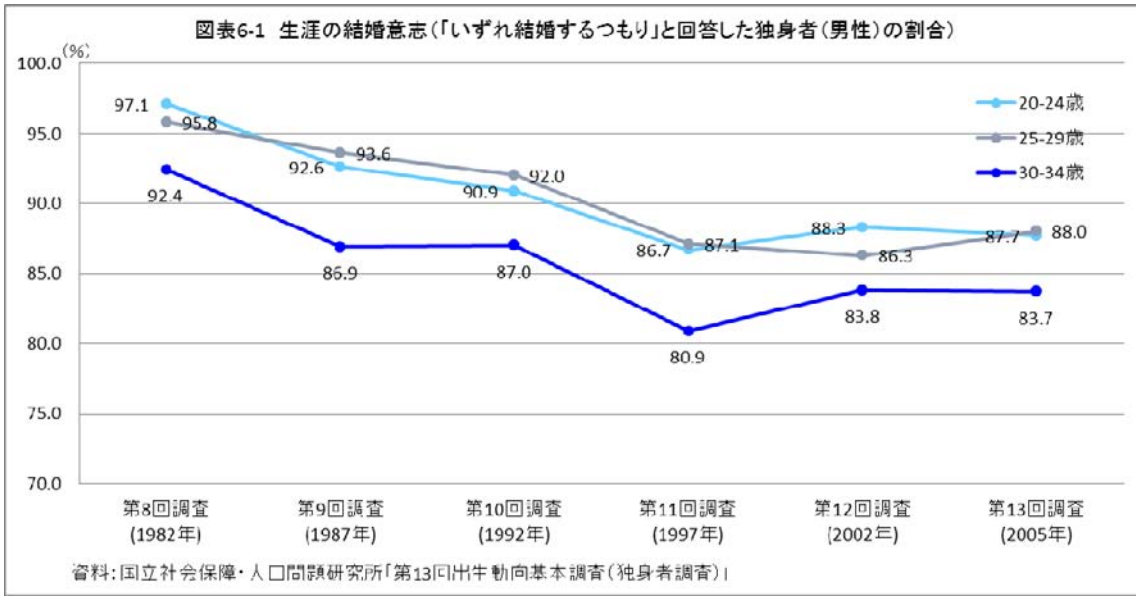

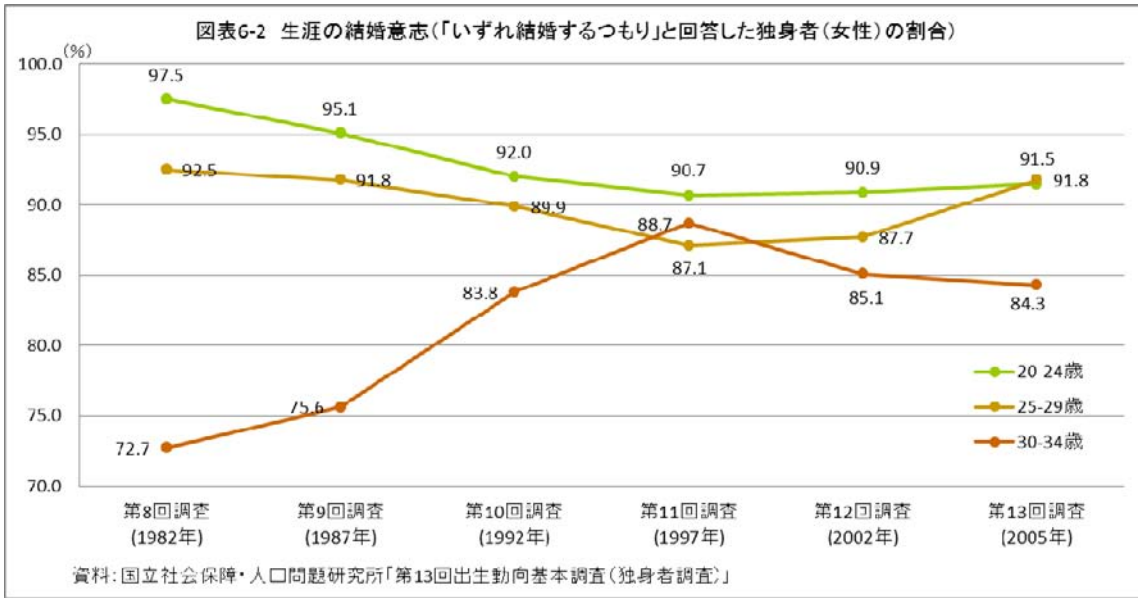

実について調査。調査方法は、配票自計、密封回収方式により、調査票配布数 12,482 票に対して有効票数は 8,734 票（70.0%）。

夫婦調査は、妻の年齢が 50 歳未満の夫婦を対象とした全国標本調査。妻を回答者とし、2005 年 6 月 1 日時点の事実について調査。調査方法は独身者調査と同じ。調査票配布数 7,076 票に対して有効票数は 6,836 票（85.7%）。

（子ども数についての意識―理想子ども数と予定子ども数）

次に、子ども数についての人々の意識をみてみると、「平均理想子ども数」（夫婦が理想とする平均子ども数）は、例えば、結婚持続期間５～９年では 2.41 人、10～14 年では 2.51 人などとなっており、いずれも２人以上となっている。一方、「平均予定子ども数」（夫婦が実際に持つつもりの子ども数）は、いずれの結婚持続期間についても平均理想子ども数を下回っており、0.25 から 0.45 程度の乖離がみられる（図表７－１）。

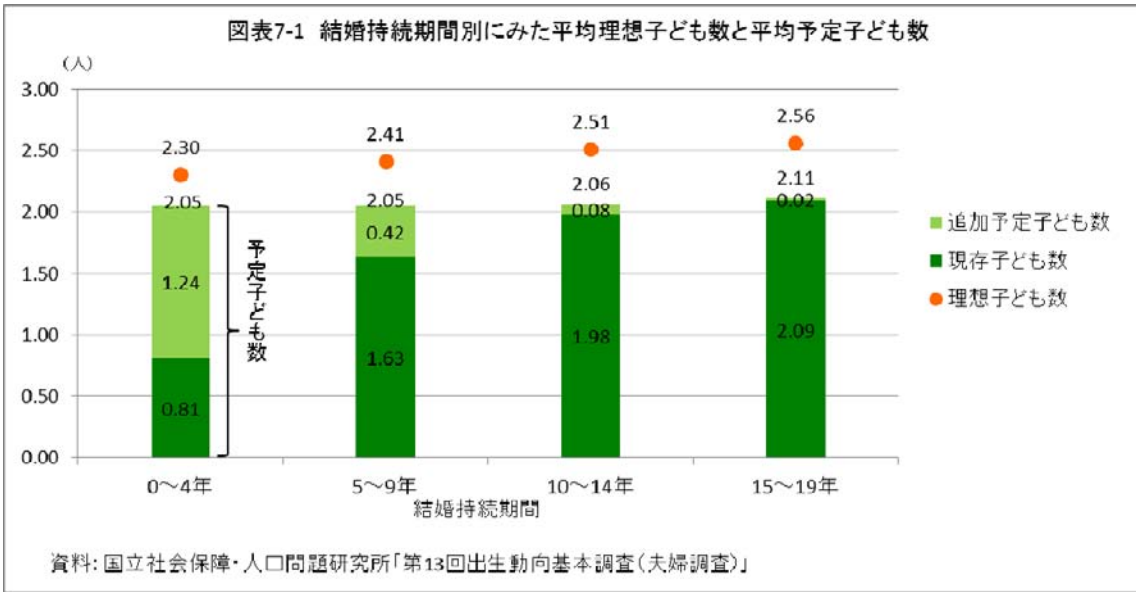

また、妻の年齢別に、理想の子ども数を持たない理由をみてみると、いずれの年齢層においても、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が最も多くなっている。25～29 歳層についてみると、自分の仕事に差し支える、夫の家事・育児への協力が得られないなどの回答が次いで多くなっている（図表７－２）。

図表7-2 妻の年齢別にみた、理想の子ども数をもたない理由

複数回答

妻の年齢	(標本数)	子育てや教育にお金がかかりすぎるから	高年齢で生むのはいやだから	これ以上、育児の心理的、肉体的負担に耐えられないから	自分の仕事（勤めや家業）に差し支える	健康上の理由から	欲しいけれどもできないから	家が狭いから	夫の家事・育児への協力が得られないから	子どもがのびのび育つ社会環境ではないから	一番末の子が夫の定年退職までに成人してほしいから	夫が望まないから	自分や夫婦の生活を大切にしたいから
25-29歳	(n=115)	**83.5**	6.1	**20.0**	**27.8**	4.3	7.8	**20.0**	**20.0**	16.5	5.2	13.0	13.0
30-34歳	(n=329)	**78.7**	18.2	**24.6**	**21.9**	12.5	10.6	19.8	19.1	18.2	7.0	12.5	11.9
35-39歳	(n=464)	**75.0**	**40.1**	**26.5**	17.9	16.4	16.8	17.9	17.0	16.2	8.0	9.7	8.6
40-49歳	(n=897)	**54.0**	**49.2**	18.2	14.3	**20.8**	19.5	11.1	9.1	10.5	9.9	5.5	5.7
総数	(n=1,825)	**65.9**	38.0	**21.6**	17.5	16.9	16.3	15.0	13.8	13.6	8.5	8.3	8.1

資料：国立社会保障・人口問題研究所「第13回出生動向基本調査（夫婦調査）」

以上のように、結婚については未婚化、晩婚化、出産については晩産化が進んでいるが、人々の意識についてみると、男女とも約９割の独身者は結婚する意思を持っており、また、平均理想子ども数については２人以上と考える夫婦が多くなっている。すなわち、我が国においては、結婚、家族形成といった面で希望と現実との間に大きな乖離が発生しており、その乖離を埋めるための努力が求められていると言える。

２　我が国の出生率が近年回復している背景

ここ数年わずかではあるが我が国の出生率は回復している。そこで、どの年齢層で出生が増えているのかを見るために、母親の年齢別出生率の推移をみてみると、合計特殊出生率は 2006 年に 1.32 と、過去最低となった前年の 1.26 から大きく回復したが、それには、とりわけ 30 歳代前半の世代（団塊の世代ジュニア（1971～1974 年生まれ）が含まれる世代）の伸びが大きく、2007 年以降についても 30 歳代層で一貫して合計特殊出生率が対前年を上回って推移している（図表８）。

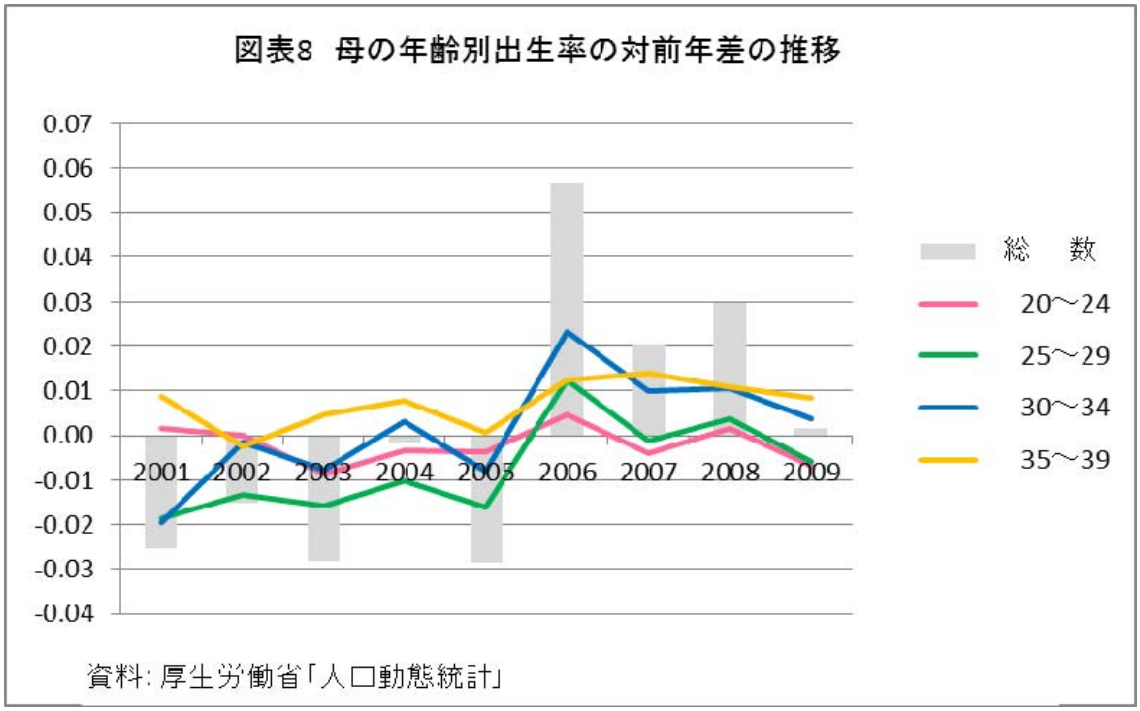

次に、子の出生順位別に合計特殊出生率の推移をみてみると、2006 年は第１子の伸びが大きく、それ以降も一貫して前年を上回って推移している。また、それまでマイナス要因となっていた第３子以上の出生率も、2006 年以降３年連続で対前年プラスになっている（図表９）。

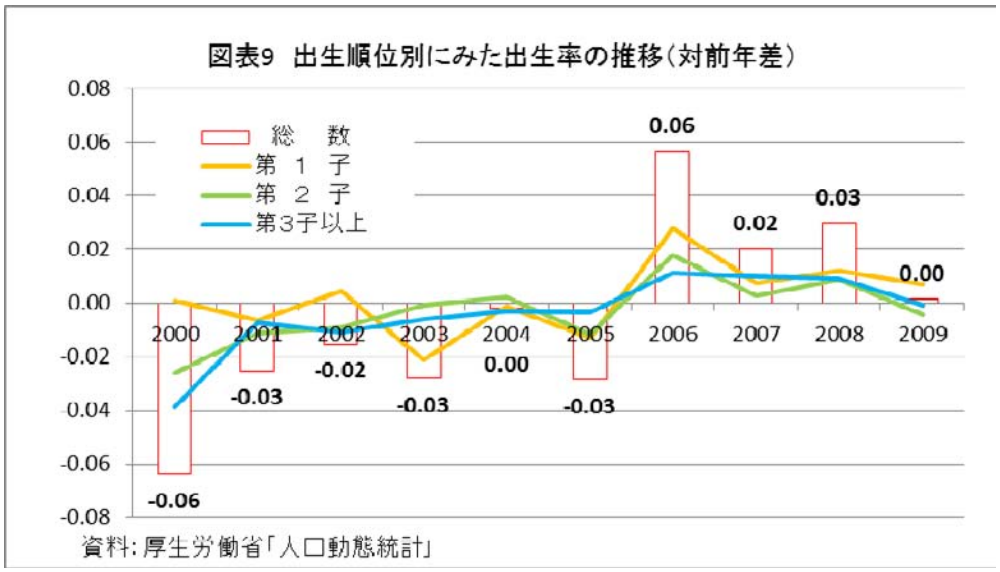

我が国の合計特殊出生率をコーホート（母親の到達年齢別）でみてみると、1970 年代前半生まれまでのコーホートは下方にシフトしているが、その後の世代（1970 年代後半生まれのコーホート以降）は、おおむね 1970 年代前半生まれのコーホートとほぼ同じ動きをしている。こうしたことから、近年、合計特殊出生率が下げ止まりとなっている背景には、団塊ジュニア世代を含む 1970 年代前半生まれの世代がけん引しているほか、1970 年代後半生まれ以降の世代の出生率の動きも下支えになっていることが考えられる（図表 10）。

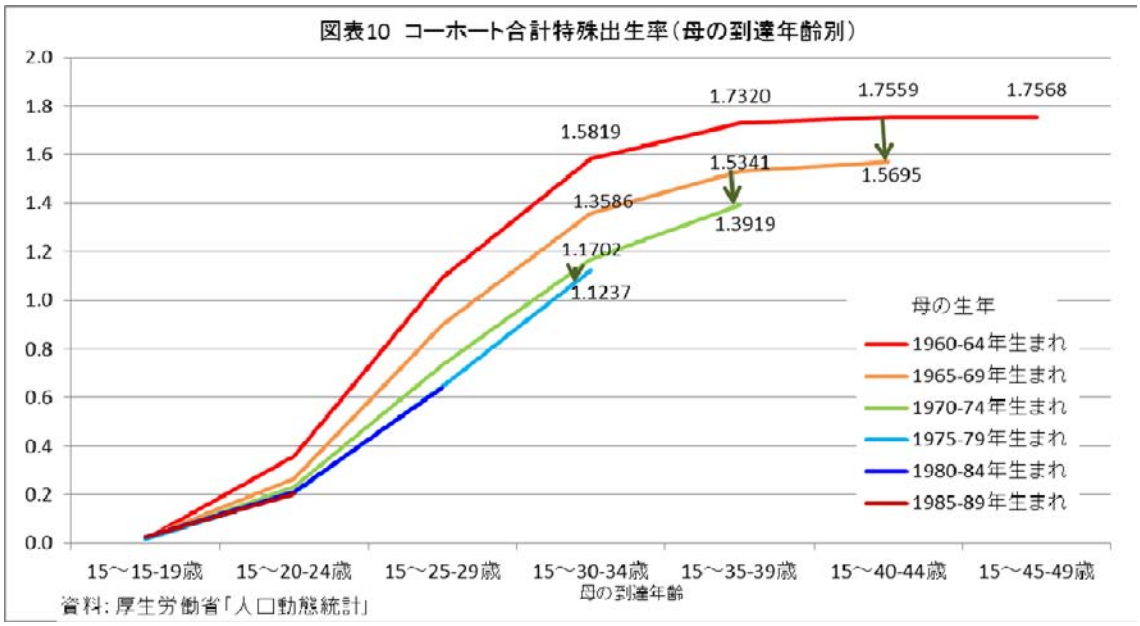

なお、近年の出生率回復に関する研究はほとんどないが、唯一とも言える金子（2010）は、2006 年以降の出生率の反転について、団塊ジュニア世代を含む 30 歳代層の世代が、経済社会情勢の好転などにより、それまで先送りしていた出生を一斉に開始（駆け込み出産）し、そうした結婚、出生意識の高まりそれ自体が市場を形成し、マスコミ等を通じて一種のブームが形成された可能性がある、と指摘している。

3　諸外国における少子化の状況

（諸外国における出生率の動向）

まず、欧米諸国の合計特殊出生率の動向についてみると、1960 年代まではいずれの

国においても 2.0 以上の水準にあったが、1970 年代以降低下傾向となった。ただ、近年、アメリカ、フランス、イギリス、スウェーデンについては回復傾向にあり、2.0 前後で推移している。一方、ドイツ、イタリアについては、1990 年代に底打ちしたものの、1.3 前後と日本と同程度の低い水準で推移している（図表 11－１）。

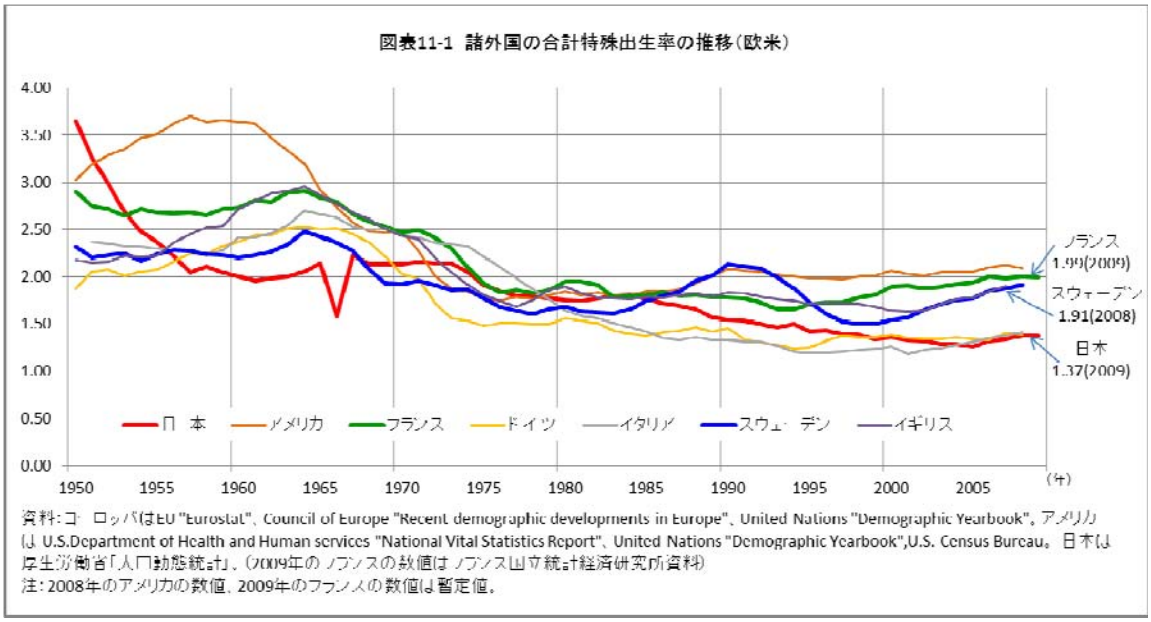

一方、アジア各国の動向をみると、いずれの国においも低下傾向にあり、タイを除くいずれの国も我が国の合計特殊出生率を下回る低い水準となっている。こうした背景には、経済成長とともに、それまでの働き方や生き方に対する人々の考え方が変わったこと、また、女性の社会参加など新しい働き方にあった仕事と家庭の両立が可能な環境整備が遅れていることなどが考えられる（図表 11－２）。

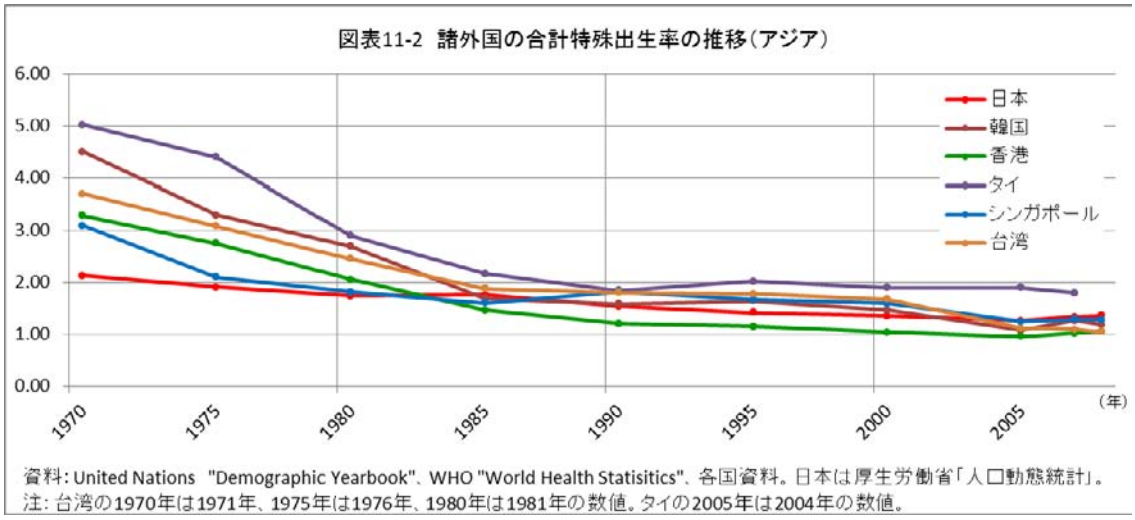

以上のように、欧米諸国においては、近年、国によって異なる動きがみられ、出生率が回復に向かう国と依然として低い水準のまま推移している国に分かれている。ここでは、出生率が回復傾向にあるフランスとスウェーデンの出生率と施策の動向について簡単に触れたい。

（フランスの動向）

フランスの合計特殊出生率は、1964 年の 2.91 以降、1970 年代半ばにかけて 1.95 まで落ち込み、1994 年には 1.66 まで低下したが、その後は上昇傾向にあり、2006 年には 2.00 にまで回復した。

フランスの公共部門の家族関係社会支出の推移をみると、1985 年から 1990 年までの間で、現金給付は約６割まで減少、現物給付は約 2.9 倍に増加した。その後、1990 年代半ばから出生率は大きく回復している。2007 年において、現金給付は約 252 億ユーロ（対ＧＤＰ比で約 1.33%）、現物給付は約 316 億ユーロ（対ＧＤＰ比で約 1.67%）となっている（図表 12）。

図表12 フランスの合計特殊出生率と家族関係社会支出の推移

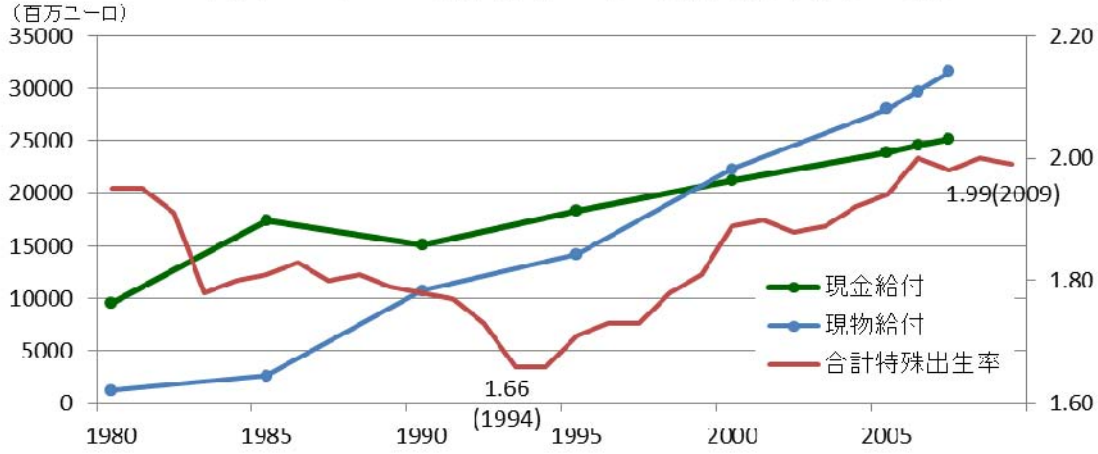

資料：OECD "Social Expenditure Database"（2011年1月6日取得データ）
EU "Eurostat"、Council of Europe "Recent demographic developments in Europe"、
United Nations "Demographic Yearbook"
(※2009年の合計特殊出生率の数値はフランス国立統計経済研究所資料)
注：2009年の合計特殊出生率の数値は暫定値。

1980 年代までにフランスでは、所得税におけるＮ分のＮ乗方式[4]の拡充や、乳児手当[5]、養育手当[6]の直接支援を実施してきた。1990 年には、認定保育ママ[7]雇用に対する援助が創設され、さらに 2003 年には、乳幼児迎え入れ手当制度[8]の創設により、認定保育ママ雇用援助と養育手当等を再編し、育児と就労に関して幅広い選択ができる環境整備を進めた。

（スウェーデンの動向）

スウェーデンについてみると、合計特殊出生率は 1964 年の 2.48 以降、1980 年代に入るまで減少を続け、1983 年には 1.61 となった。その後、好調な経済状況もあり、親保険[9]の制度改正等によって、1980 年代後半には、出生率が 2.13 まで上がった。その後、親保険制度改正の効果がひと段落したこともあり、1990 年代の合計特殊出生率は 1.50 まで低下した。近年は失業率の好転もあり、再度、上昇に転じ、2008 年には 1.91 まで回復した。

スウェーデンの公共部門の家族関係社会支出の推移をみると、1990 年代前半に児童手当[10]の削減や親保険の所得保障水準の引下げが行われたが、その後、1990 年代末には児童手当の給付改善と親保険の所得保障水準の引上げが行われた。その後、2006 年には再び児童手当の増額と親保険の所得保障水準の引上げが行われ、2008 年には、育児休業期間を超えて２歳までの子の育児に専念している場合は、コミューン（基礎自治体）の判断により独自に子ども手当を支給できることとなった。2007 年において、現金給付は 467 億スウェーデンクローネ（対ＧＤＰ比で約 1.49%）、現物給付は 581 億スウェーデンクローネ（対ＧＤＰ比で約 1.86%）となっている（図表 13）。

---

4 所得税について、世帯を課税単位とし、夫婦及び扶養子女の所得をすべて合計した額を家族係数（大人は１、第２子までは 0.5、第３子以降の子については１として世帯全員分を合計した数値）で割り、係数１当たりの課税額を求め、この課税額に再び家族係数を乗じて家族全体の税額を計算する方式。

5 ３歳未満児のいる家庭に支給。所得制限あり。

6 ３歳未満児を含め 3 人以上の子をもち、育児のために就労を休業・制限している者に支給。

7 保育者の自宅等で保育サービスを提供する者のうち、一定の要件を備えた者について県議会議長が認定。

8 ３歳未満（第１子は６か月）の子どもを養育するために就労を休業・制限している場合には賃金補助が支給され、認定保育ママを雇用して子供を預けて就労する場合には保育費補助が支給される。このほか、基礎手当（子が３歳まで）が支給される。これらの手当は、全国家族手当金庫から支給される。全国家族手当金庫の財源は、事業主が負担する社会保障拠出金（約６割）、ほとんどすべての個人所得を課税対象とした一般社会拠出金（約２割）等。

9 育児休業期間中の所得保障。

10 原則として 16 歳未満（学生は 20 歳の春学期まで）の子について支給。第１子から段階的に支給額が多くなる仕組みとなっている。

図表13 スウェーデンの合計特殊出生率と家族関係社会支出の推移

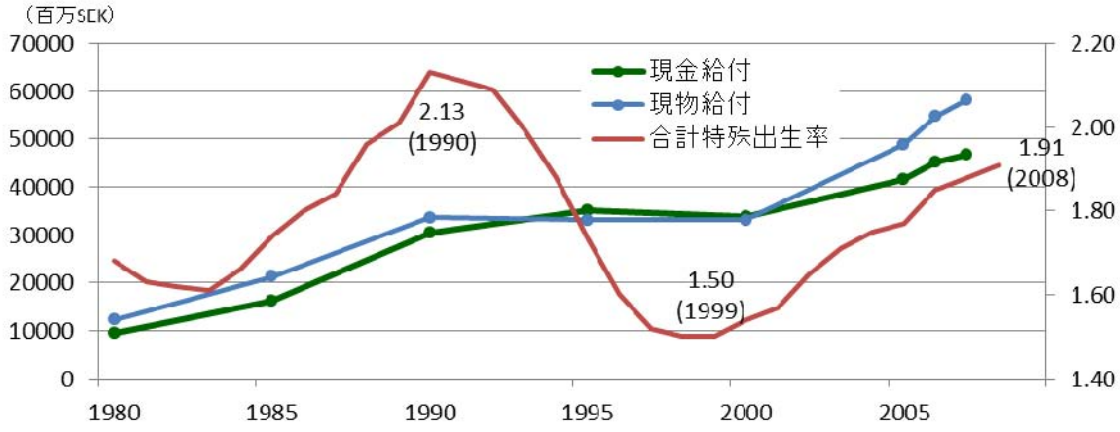

資料: OECD "Social Expenditure Database"（2011年1月6日取得データ）
EU "Eurostat"、Council of Europe "Recent demographic developments in Europe"、
United Nations "Demographic Yearbook"

スウェーデンにおける家族政策は、女性の労働力需要増加に伴って強化されてきた。1995 年には、コミューンに対し、両親が就業又は就学する家庭に対し著しい遅滞なく保育サービスを提供する義務が課せられた。さらに、2000 年代前半には、保育制度に関する改革が行われ、両親が失業中の場合などについても保育サービスを提供するとともに、保育施設を利用する場合の利用料について、上限額が設けられた。

また、育児休業については、出産 10 日前から子どもの８歳の誕生日までに、両親合わせて 480 日間（うち 60 日間については父母それぞれに割り当て）まで取得可能で、休業期間中は、390 日までは休業前の給与の 80%、残りの 90 日間については最低保証額が、親保険から支給される。

なお、終日の育児休業は子どもが 18 か月になるまで認められている。

このように、スウェーデンでは、仕事と子育ての両立の観点から、家族政策が進められてきた。

（欧米諸国の家族関係社会支出の状況）[11]

次に、各国の家族関係社会支出の比較（対ＧＤＰ比）をみると、出生率の高いスウェーデン、イギリス、フランスは家族関係社会支出も高い水準にあり、その内訳をみると、スウェーデンとフランスについては、現金給付と現物給付とがおおむね１対1.2程度となっているのに対し、イギリスは、現金給付の割合が高くなっている。また、出生率が低迷しているドイツとイタリアについては、家族関係社会支出が少なく、また、いずれの国においても現金給付から現物給付にシフトしてきた経緯があるが、ドイツは現金給付の割合が高いのに対して、イタリアは現物給付の割合がやや高い水準にある。一方、アメリカは日本と同様、欧州諸国に比べ極めて低い水準にある。ただその内訳をみると、現物給付については日本よりも高い水準にある（図表14）。

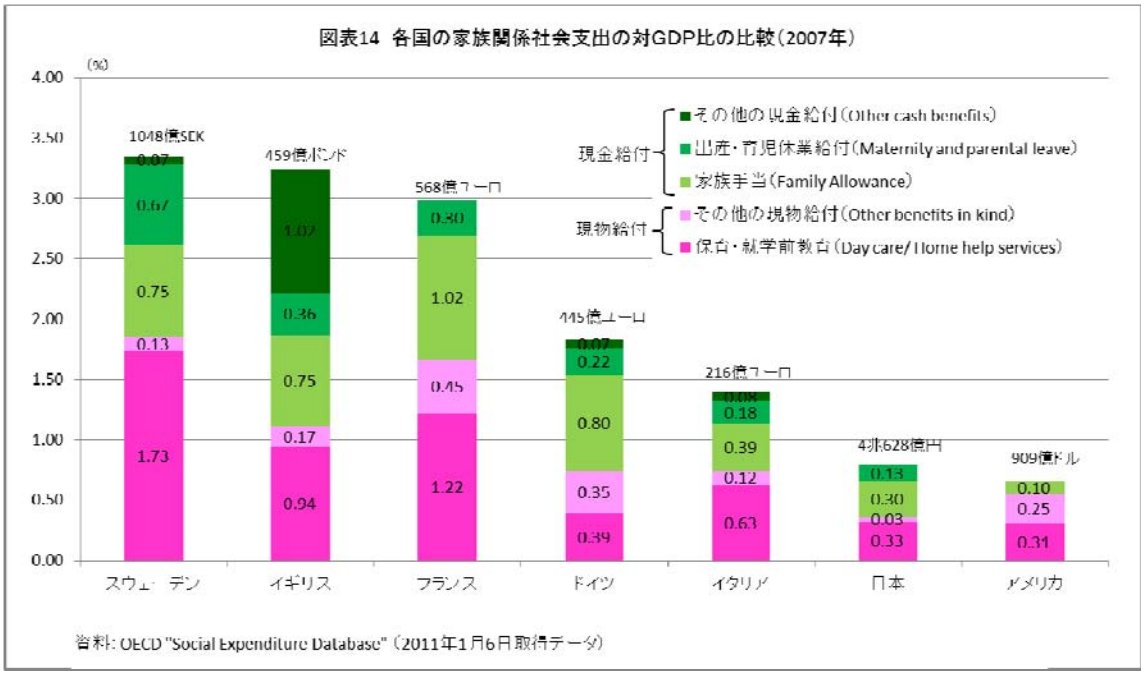

フランスやスウェーデンの例に見られるように、女性の働き方の変化に応じた保育サービスなどの社会基盤の整備や、多様な働き方が実際に選択可能であることなどが出生率回復の鍵となっているのではないかと考えられる。

11 家族関係社会支出には、家族を支援するために支出される現金給付及び現物給付が計上されているが、当該国において子育て支援としての位置づけが必ずしもされていない給付が含まれる可能性があることに注意。

なお、スウェーデンを含む北欧４か国の家族政策について研究した津谷（2006）によれば、北欧４か国においては、小さな子どもを持つ男女の出産・育児と仕事との両立を支援することを目的とする包括的な家族政策（児童手当、有給出産・育児休業制度、保育サービス）の充実と、男性の家庭参加の目覚ましい増加が、少子化をくい止めることに成功した要因であると指摘しており、今後、我が国においても、こうした面での積極的な対応が求められていると言えよう。

III　子ども・子育て支援策の動向

１　1.57 ショックによる「エンゼルプラン」から「重点戦略」まで

1989 年の合計特殊出生率が、ひのえうま（1966 年）で記録した 1.58 を下回り、1.57 となったこと（1.57 ショック）をきっかけに、少子化の進展に対する認識が一般化した。政府においても、1991 年に、「健やかに子どもを生み育てる環境づくりに関する関係省庁連絡会議」（関係 18 省庁から構成）の報告において、少子化の原因や背景となる要因に対応して、安心して子どもを生み育てることができる社会づくりに向けて、政府として総合的な施策を推進していくこととされた。

1994 年 12 月に、おおむね 10 年間を目途として取り組むべき施策について、基本的方向と重点施策を盛り込んだ**「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）**が文部、厚生、労働、建設の４大臣合意として策定された。エンゼルプランでは、安心して子どもを生み育てられる環境を整えることを目的に、 1)子育てと仕事の両立支援の推進、 2)家庭における子育て支援、 3)子育てのための住宅および生活環境の整備、 4)ゆとりある教育の実現と健全育成の推進、 5)子育てコストの軽減の５つの基本的方向に沿って、教育、雇用、住宅、福祉の面で総合的に子育て支援策を推進していくこととされた。また、エンゼルプランと併せて、保育ニーズの多様化などに対応していくため、大蔵、厚生、自治の３大臣合意により**「当面の緊急保育対策等を推進するための基本的考え方」(緊急保育対策等５か年事業)**が策定された。この緊急保育対策等５か年事業では、1999 年度を目標年次として、保育サービスの量的拡大（低

年齢の待機児童解消など）と多様なサービスの拡充（延長保育の拡大など）を図ることとされた。

1999 年 12 月、少子化対策推進関係閣僚会議（内閣総理大臣主宰）において、政府が中長期的に進めるべき総合的な少子化対策の指針として**「少子化対策推進基本方針」**が決定され、この方針に基づく具体的な計画として、**「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」（新エンゼルプラン）**が、大蔵、文部、厚生、労働、建設、自治の６大臣合意として策定された。新エンゼルプランでは、2004 年度までの５年間の具体的計画を掲げつつ、保育サービス等の充実、雇用環境整備、母子保健医療体制の整備、教育環境の整備、教育に伴う経済的負担軽減、住生活環境整備などの総合的な実施計画が示された。この新エンゼルプランに基づき、待機児童ゼロプランなどの施策が講じられた。

さらに、政府のみならず、企業や地域を始め、社会全体が一体となって総合的に子育て支援を進めていくべきとの考え方から、従来の両立支援に加え、男性を含めた働き方の見直し、地域における子育て支援などを図るため、2003 年７月、**「次世代育成支援対策推進法」**が制定、施行された。 同法により、次世代育成支援について地方公共団体及び企業における 10 年間の集中的・計画的な取組を講じることとされた。

また、2003 年７月には、議員立法により**「少子化社会対策基本法」**が制定、施行された。同法により、長期的な視点に立ち、少子化に的確に対処するため、少子化対策の基本理念を明らかにするとともに、総合的に推進することとされた。

2004 年６月には、同法に基づく初めての施策の大綱として**「少子化社会対策大綱」**が閣議決定された。同大綱では、新たに若者の自立支援に関する施策が盛り込まれ、就労から結婚・出産・子育てへと続く一連のライフステージを通じて少子化対策として施策を講じていくことが明記された。また、働き方に関しては、女性の就業継続・両立支援だけではなく、男性を含めた働き方の見直しが一つの大きな柱として打ち出された。

同年 12 月には、少子化社会対策会議において、**「少子化社会対策大綱に基づく重点**

施策の具体的実施計画について」（子ども・子育て応援プラン）が決定された。これにより、大綱に盛り込まれた施策のうち、国が地方公共団体や企業等とともに計画的に取り組む必要があるものについて、2009 年度までの５年間に講じる具体的施策とその目標が示された。少子化社会対策会議においては、その後も、厳しい少子化の動向を踏まえ、2006 年６月に**「新しい少子化対策について」**を、2007 年 12 月には**「『子どもと家族を応援する日本』重点戦略」**の取りまとめを行った。

なお、働き方改革に関しては、2007 年 12 月、仕事と生活の調和推進官民トップ会議において、**「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」**及びその**「行動指針」**が策定され、政労使が一体となって仕事と生活の調和の実現に向けて取り組んでいくこととされた。

２　子ども・子育てビジョン

2010 年１月、少子化対策基本法に基づく新たな少子化社会対策大綱として、社会全体で子どもと子育てを応援していくという「チルドレン・ファースト（子どもが主人公）」を基本的な理念とする**「子ども・子育てビジョン～子どもの笑顔があふれる社会のために～」**が閣議決定された。

同ビジョンでは、2014 年までの５年間の数値目標を明らかにするとともに、 1)子どもや若者の成長への支援、 2)妊娠・出産・子育て支援、 3)地域社会における多様な子育てネットワークの構築、 4)ワーク・ライフ・バランスの実現、という４つの柱に沿って総合的に施策を進めることとされ、子ども手当等の経済的支援（現金給付）と保育サービスの提供などの現物給付をバランスよく組み合わせ提供していくとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ることとされた。

さらに、保育制度改革を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一体的な制度の構築に向け更に議論を進め、平成 23 年通常国会において所要の法案を提出することとされた。具体的には、 1)育児休業～保育～放課後対策への切れ目のないサービス保障、2)市町村の責務の下、利用者への例外ないサービス保障等による利用者本位の仕組み、

3)多様なサービスメニューと客観的基準による指定制の導入等による利用者本位の仕組み、 4)サービスの質の向上、 5)基礎自治体が実施主体、 6)社会全体による費用負担、が検討事項として示された。

これを受け、子ども・子育て新システム検討会議（国家戦略担当大臣、内閣府特命担当大臣（少子化対策）、内閣府特命担当大臣（行政刷新）が共同議長）が設置され、新たな制度構築に向けた検討が進められているところである。

なお、この新たな制度の導入により見込まれる追加所要額は約 0.7 兆円（2014 年度）～約 1.0 兆円（2017 年度）、これに制度改善（保育所利用料の負担軽減、育児休業給付率の引上げ）を行うとした場合の機械的試算として 8,900 億円という試算が、「子ども・子育てビジョン」の策定と併せて示された。ビジョンでは、必要な費用については、次世代の負担とすることなく、公費負担、事業主や個人の子育て支援に対する負担・拠出の組み合わせにより支えていくとされている。

図表15　これまでの主な子ども・子育て支援策の流れ

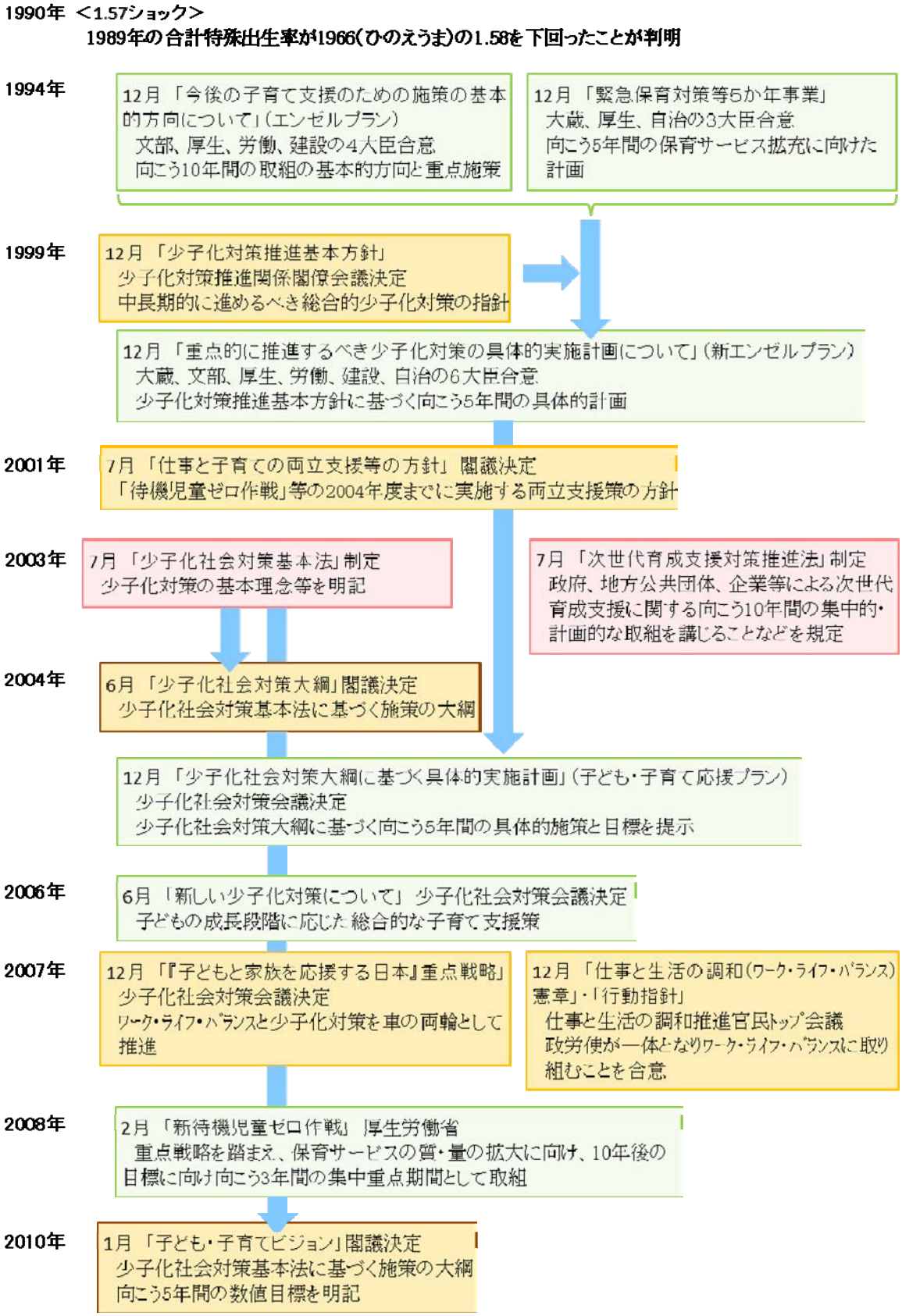

Ⅳ　出生率の動向に関する研究のサーベイ

これまで、少子化の動向やその要因、これまで実施されてきた子ども・子育て支援策の動向について概観してきたが、ここからは、我が国における出生率の動向に関するこれまでの実証研究の研究成果について、おおむね 1990 年代の後半から直近までのものを網羅的にレビューする。

本サーベイは、特に、政策的にどのような政策が出生率の回復に貢献できるのかに最大の関心があることから、一定程度政策的にコントロール可能な変数に着目することとし、具体的には、 1)育児休業制度、 2)保育サービス、 3)児童手当等の経済的支援、 4)夫の家事・育児参加、の４つにしぼって、これまでの研究成果をレビューすることとしたい。

１　育児休業制度と出生率との関係

育児休業制度が女性の出産に及ぼす影響に関する研究成果をみると、10 年ほど前の一部の研究で有意な結果が得られなかったものがあるが、それ以降の研究については、育児休業制度は、出産を促進するという結論が得られている。

1992 年４月に育児休業法が施行され、男女労働者を対象とする「育児休業制度」が法制化されて以降、育児休業制度が女性の継続就業や結婚、出産に及ぼす影響などに関する各種の実証研究が行われてきている。データとしては、近年、家計経済研究所「消費生活に関するパネル調査」の個票データを使った研究が多くなっており、また、分析手法は多様なものとなっている。

我が国における先駆的な研究である樋口（1994）は、1987 年の「就業構造基本調査」と 1985 年の「女子保護実施状況調査」における産業別育児制度実施事業所割合を用いて、学校卒業後に少なくも一度は正規の雇用就業者として企業に勤めたことのある 25～29 歳の女性を対象に、育児休業制度の結婚や出産への影響についてプロビット分析を行った。

それによれば、 1)育児休業制度には就業による結婚阻害要因を和らげる有意な効果があり、育児休業制度が 50%の企業で導入された場合には、大卒 28 歳女性の有配偶割合は 4.9%上昇する、 2)育児休業制度を備えている企業に就職した場合には、その後、子どもを持つ者が多い傾向にある（ただし、サンプルを有配偶者に限定すると有意ではない）、としている。すなわち、育児休業制度実施事業所割合が高いほど、有配偶である確率及び子どもを持つ確率がそれぞれ高くなることを明らかにしている。

森田・金子（1998）は、1996 年の日本労働研究機構「女性の就業意識と就業行動に関する調査」の個票データを用いて、現在正社員として就業している既婚女性を対象に、育児休業制度の効果について、女性の勤続年数、賃金水準、出生行動の同時決定性を考慮したモデル分析を行った。

その出生児関数の推計結果によれば、育児休業制度利用経験の係数は有意に正の値を示しており、育児休業制度は、正社員として就業している既婚女性の出生児数にプラスの影響を与えることがわかった。

滋野・大日（1998）は、家計経済研究所「消費生活に関するパネル調査」の 1993 年と 1994 年の 2 年分の個票データを用いて、勤務先に育児休業制度があることで、第 1 年度に独身であった女性が第 2 年度に有配偶に変わったかどうかについてプロビットモデルによる分析を行った。

その結果、育児休業制度は統計的に有意な結果が得られなかった。すなわち、樋口（1994）の結論とは異なり、勤務先における育児休業制度の有無は結婚の選択に影響を与えないという結果になった。ただし、出生行動への影響については分析されていない。

滋野・大日（2001）は、経済と社会保障に関する研究会「女性の結婚・出産と就業に関する実態調査」（1997）の個票データと、社会保障の経済分析研究会「乳幼児の保育事業に関する実態調査」（1996）のデータを用いて、24～34 歳の女性を対象に、居住地の保育サービスや育児支援に関連する企業の福利厚生の出産への効果について、プロビットモデルによる分析を行った。

このうち企業の福利厚生については、育児休業制度、フレックスタイム、短時間勤務制度等の有無について分析を行ったが、いずれの変数も第 1 子の出産に対して、統計的に有

意な結果は得られなかった。ただし、データは、出産の意思決定を行った時点での制度の有無ではなく、結婚の意思決定を行った時点のものであり、タイムラグが存在することに留意が必要であるとしている。

なお、第２子については、フレックスタイムのみが統計的に正で有意であり、育児休業制度をはじめとする他の制度は有意な結果が得られなかった。

松浦・滋野（2001）は、家計経済研究所「消費生活に関するパネル調査」の 1993～1995 年の３年分の個票データを用いて、第１子出生、第２子出生の別に、育児休業制度が出生に与える影響について、生存時間分析（Survival Analysis）を行った。

それによれば、 1)第１子出生については、育児休業制度の係数は有意に正であり、育児休業制度は第１子の出生率を向上させる、 2)第２子については、既婚者に限定すると有意ではないものの、全体としては、育児休業制度は第２子の出生率を向上させる、としている。

駿河・西本（2002）は、労働省「平成８年度女子雇用管理基本調査」の企業別データを用いて、企業におけるどのような制度が女性の就業と出産の両立を促進するのかを明らかにするために、「女子従業員数における出産者数の割合」を被説明変数、各種支援制度を説明変数として、トービットモデルによる分析を行った。

分析結果によれば、育児休業制度がある事業所や、子を養育する人がいるにもかかわらず育児休業を取ることが可能な事業所の方が、女子従業員数における出産者数の割合を有意に高めており、育児休業制度は、就業と出産の両立を促進することが明らかになった。また、この分析では、「始業・就業時刻の繰上げ・繰下げ」制度も、出産者割合を高めることに有効であることを示している。

滋野・松浦（2003）は、家計経済研究所「消費生活に関するパネル調査」の 1993～1997 年の５年分の個票データを用いて、前年度に就業し、かつ、有配偶で子どものいない女性の第１子出産確率に与える育児休業制度の効果等について、多変量プロビットモデルによる分析を行った。

それによれば、育児休業制度が既婚就業女性の第１子出産確率を有意に高めることが明らかになった。すなわち、育児休業制度のある雇用労働者の第１子出産確率は 30.3～40.1%

（育児休業制度のないケースでは 12.6～19.9%）であり、育児休業制度が有効に機能していれば、第１子出産確率を 17.5～21.3%ポイント高める、としている。

駿河・張（2003）は、家計経済研究所「消費生活に関するパネル調査」の 1993～1997 年の５年分の個票データのうち、就業している有配偶者の個票データだけに限定し、育児休業制度の出産と継続就業への効果について、多変量プロビットモデルによる分析を行った。

それによれば、妻の勤め先に育児休業制度が明示化されている場合には、育児休業制度は、有配偶女性の出産確率と継続就業確率をそれぞれ有意に高めることが明らかになった。

山口（2005a）は、家計経済研究所「消費生活に関するパネル調査」の 1993～1999 年の７年分の個票データを用いて、出産意欲が高いほど出生確率が高いことを確認した上で、既存の子ども数が２子以下の有配偶者を対象に、 1)累積ロジットモデルを使った育児休業制度の有無が出生意欲に与える影響、 2)離散時間ロジットモデルを使った育児休業制度の有無が出生ハザード率（出生率を個人レベルで想定したもの）に与える影響について、それぞれ分析を行った。

それによれば、推計結果はいずれも有意であり、 1)今後子どもが「より欲しい」確率のオッズ比は育児休業制度がある職場に勤める女性は無い職場の女性に比べて約 1.9 倍も大きい、2)育児休業制度がある職場に勤める女性は無い女性に比べ、出生ハザード率が約 2.6 倍になる、としている。すなわち、育児休業制度は、就業している有配偶女性の出産意欲、実際の出生率をそれぞれ高める効果があると言うことができる。

なお、山口（2005b）では、上記の分析結果を踏まえた上で、育児休業制度の充実は極めて有効な少子化対策になりうるとし、中長期的な出生率の低下傾向について、「育児休業制度がなければ、少子化傾向は実際に起こったよりもさらに進んでいたと考えられる。」と述べている。

滋野（2006）は、家計経済研究所「消費生活に関するパネル調査」の 1993～1999 年の７年分の個票データを用いて、育児休業制度の出産に与える効果について、比例ハザードモデルを用いた分析などを行った。

それによれば、 1)第１子出産については、育児休業制度があれば出産確率を高め、その出産確率は無職の女性よりも大きい、 2)第２子出産については、制度があるだけでは効果がなく、実際に利用できるかどうかという実効性が重要であり、利用できる場合には出産確率を高める、としている。

労働政策研究・研修機構（2007）では、労働政策研究・研修機構「仕事と生活調査」（2005）の個票データを用いて、未婚女性の結婚・出産に対する育児休業制度の効果を明らかにするため、「均等法前世代」（1950～1960 年生）と「均等法後世代」（1961～1975 年生）に分けて、最初に雇用された勤務先（初職勤務先）に焦点を当てて、ロジスティック回帰分析を行った。

分析結果によれば、 1)「均等法前世代」については、育児休業制度の有無には有意な効果がないものの、 2)「均等法後世代」については、最初の勤務先が正規雇用であるほど、勤務先に育児休業制度があるほど、結婚も出産もしていることが明らかになった、としている。

坂爪・川口（2007）は、育児休業制度を明示的に取り入れたモデルを構築し、フルタイム就業の女性を対象に、育児休業制度の導入が出産確率に与える影響について分析するとともに、家計経済研究所「消費生活に関するパネル調査」の 1997～1999 年の３年分の個票データを用いて、プロビットモデルを使ってそれを検証した。

実証分析の結果によれば、育児休業制度の導入は出産確率にプラスの効果を与えるが、通常の労働時間が長い場合には、その効果が小さくなることが明らかになった、としている。すなわち、育児休業制度には効果があるが、労働時間が長い場合には、女性が出産退職や出産しないことを選択する可能性が高いということであり、出生率の低下に歯止めをかけるためには、育児休業制度の導入とともに、通常の労働時間を短縮するか、少なくとも育児休業後の労働時間を短縮することが必要である、としている。

酒井・高畑（2011）は、育児休業制度を中心として職場における仕事と家庭の両立支援策が出生行動に与える効果に関する主要な実証研究の成果をレビューし、わかりやすく一覧表に整理してまとめているので、関心のある読者は、そちらも参考にされたい。

なお、阿部（2005）は、家計経済研究所「消費生活に関するパネル調査」の各年のデータを用いて、出産前後の就業状況、育児休業の取得状況を確認した上で、育児休業を取得している人にどのような特徴があるのかについて分析した。

それによれば、「高学歴者や長期勤続者ほど、育児休業を取得する確率が高い、また、そうした人ほど賃金水準は高く、育児休業取得者の出産後の賃金水準は非取得者よりも高いことがわかった。」とした上で、「小規模企業に勤務する人やパートで勤務する人、あるいは短期勤続年数の人は、制度的にも育児休業取得を制限されている可能性があることも見逃してはならない。」と指摘している。

非正規労働者の増大や企業規模間格差が見られる中で、育児休業制度のみならず後述する保育サービス等も含めて、子ども・子育て支援策の推進に当たっては、各種の支援策が一部の人だけのものとなることがないよう、より一層「公平性」ということに留意した政策運営が求められていると言える。

２　保育サービスと出生率との関係

保育サービスが女性の出産に及ぼす影響に関する研究成果をみると、都道府県別の時系列データを使った分析において、保育サービスと出生率との間に有意な関係がみられないという結果が出ているが、それ以外のパネルデータやクロスセクションデータを使った多くの分析では、保育サービスの充実が、出生率に対してプラスの効果を与えるという結論が得られている。

保育サービスについても、保育の量、保育の質、保育に係るコストの上昇が女性就業へ与える効果や出産への影響などについて、各種の実証研究が行われてきている。

最近の研究では、児童手当と保育所整備の政策効果について比較分析を行い、費用対効果でみれば保育所整備の方が効率的である、といった指摘がなされている。

米谷（1995）は、出生率低下の要因を経済的・社会的側面から分析することを目的として、合計特殊出生率を被説明変数、教育費や保育サービス（０～６歳人口に対する保育所

定員数の比率）などを説明変数として、都道府県別のデータに基づくクロスセクション分析を行った。また、その効果を比較するために、分析は、1970 年、1980 年、1992 年の３時点について行われた。

このうち最も良好な結果が得られた 1992 年の計測結果によれば、０～６歳人口に対する保育所の定員が 10%上昇すると、出生率が 0.04 ほど上昇するという結果となり、保育所の充足度の上昇は出生率を有意に高める効果があることが明らかになった。

また、1980 年と比較すると、その影響度が高まっており、「出生率の低い大都市圏では、相対的に保育施設の充足度合いが十分でないという状況が一層明確になったためと考えられる。」としている。

滋野・大日（1999）は、厚生労働省「国民生活基礎調査」の大調査年（1986、1989、1992、1995 年）の個票データ、厚生労働省「社会福祉行政業務報告」の都道府県別データを用いて、５つの児童福祉サービス（保育園定員率、早期保育実施率、夜間保育実施率、０歳児定員率、早期保育実施率）等と出生率との関係について計量分析を行った。

そのうち、標本を、既婚者で子どものいない女性と第１子が１歳未満である女性に限定した分析では、他の変数は有意ではないものの、早期保育実施率（月齢６か月未満保育所所在児童数を６か月未満人口で除したもの）が出産確率に有意にプラスの効果がある、としている。

樋口（2000）は、過去 20 年間の都道府県別時系列データを用いて、47 都道府県について、Grannger Test の手法を用いて、出生数と保育所数との因果関係のテストを行った。出生数は厚生労働省「人口動態統計」、保育所数は厚生労働省「社会福祉施設等調査」のデータである。

それによれば、 1)43 都道府県については因果関係が認められず、保育所数が出生数の原因にはなっていないこと、 2)残りの４県についても、因果関係が「見せかけ」にすぎない可能性があること、がわかったとしている。筆者は、この分析結果から、「保育所の数が増えたからといって、出生率が高まるとは言えないことが示唆される。」としている。

加藤（2000）は、出生、結婚、労働市場、マクロ経済という４つのブロックから構成される中規模計量モデル（58 の内生変数と８の外生変数）を構築し、政策効果のシミュレー

ション分析を行った。使用されたデータは、出産、結婚に関しては厚生労働省「人口動態統計」、労働市場については主として総務省統計局「労働力調査」、厚生労働省「賃金構造基本調査」、マクロ経済については内閣府「国民経済計算」等である。

シミュレーション結果によれば、1982～1996 年の合計特殊出生率は 1.61 であったが、1)保育所キャパシティ（０～４歳人口当たり保育所定員数）が 50%上昇した場合には、総じて 30 歳代の出生率を高め、合計特殊出生率が 1.69 まで上昇する、 2)上記 1)の保育所キャパシティの上昇に加えて、家賃・教育費水準が 30%低下した場合には、主に 20 歳代の出生率向上に寄与し、合計特殊出生率が 1.78 まで上昇する、としている。

高山・小川・吉田・有田・金子・小島（2000）は、1985～1994 年までの 10 年間の都道府県別データをプールしたクロスセクションデータを用いて、合計特殊出生率を被説明変数、男性賃金や女性賃金、教育費、保育園定員数、児童手当支給等 16 の変数を説明変数として、25～29 歳の女性人口をウエイトとする重み付き最小二乗法による分析を行った。

このうち、保育園定員数（０～４歳の幼児１万人当たりの保育園定員数）の効果については、予想通り有意にプラスの符号となり、保育サービスの充実は出生率の上昇をもたらすだろう、としている。

松浦・滋野（2001）は、家計経済研究所「消費生活に関するパネル調査」の 1993～1995 年の３年分の個票データを用いて、第１子出生、第２子出生の別に、保育所の充実が出生に与える影響について、生存時間分析（Survival Analysis）を行った。

それによれば、 1)第１子出生については、保育所の係数は有意に正であり、保育所の充実による出産・育児の機会費用の低下が第１子の出生率を向上させる、 2)第２子についても、一部有意でないものがあるものの、全体としては第１子の場合と同様の効果を上げている、としている。

滋野・大日（2001）は、経済と社会保障に関する研究会「女性の結婚・出産と就業に関する実態調査」（1997）の個票データと、社会保障の経済分析研究会「乳幼児の保育事業に関する実態調査」（1996）のデータを用いて、24～34 歳の女性を対象に、居住地の保育サービスや育児支援に関連する企業の福利厚生の出産への効果について、プロビットモデルによる分析を行った。

このうち保育サービスについては、「対入所希望者待機率」（１歳児の保育所入所待機児童数を１歳児保育所入所児童数と入所待機児童数の合計で除した値）を用いて分析を行った結果、第１子出生に対して、対入所希望者待機率は有意に正、対入所希望者待機率と結婚後年数の交差項は有意に負となった。すなわち、結婚後約４年以降で待機率が高くなれば出産行動が抑制される、逆に言えば、「保育サービスが充実し、待機児童が減少すれば、結婚後３～４年経過後は出産が促進されることを意味する。」としている。なお、第２子については、有意な結果は得られていない。

永瀬・高山（2002）は、総務省統計局「就業構造基本調査」の個票データと、社会保障の経済分析研究会「乳幼児の保育事業に関する実態調査」（1996）のデータを用いて、20～44 歳女性を対象に、結婚・出産に与える保育行政の影響について、プロビット分析を行った。

それによれば、 1) ３～５歳児の保育園通園者割合が高い（幼稚園通園者あるいは自宅保育割合が低い）自治体に住む者ほど結婚確率、出産確率ともに上がるという結果が見られ、有意水準も高い、 2) １歳児の保育園入園希望者が１歳児保育園受け入れ枠よりも多い自治体、すなわち１歳児入園待機者が多い自治体ほど結婚確率が下がる。また、待機率が高いほど子どものいない割合が高まる、としている。

吉田・水落（2005）は、インターネット調査である「少子・高齢化社会における家族と暮らしに関する調査」（2002）の個票データと、厚生労働省「社会福祉行政業務報告」のデータを用いて、妻の年齢が 45 歳以下の有配偶世帯を対象に、１歳以下の子どもの有無を被説明変数、保育所定員率（都道府県毎の０～３歳児１人当たりの認可保育所定員）等を説明変数とする多変量プロビットモデルによる分析を行った。

推計の結果、保育所定員率は、第２子の出産について正で有意という結果となった。すなわち、認可保育所の利用可能性は、第１子と第３子の出産に与える影響は確認されなかったが、認可保育所の利用可能性が高く、購入する育児時間の価格が低いと期待される場合、第２子の出産が促進されることが示された、としている。

滋野（2006）は、松浦・郵政研究所「女性の働き方と、子育てや家庭の暮らしに関するアンケート」（2002 年３月実施）のデータを用いて、計量分析ではないが、保育園の特別

保育（延長保育、休日保育、病児保育、送迎バス）の利用の有無と平均子ども数との関係を分析し、利用経験者の方が未利用者よりも平均出産数が統計的に有意に上回っていることを明らかにし、保育サービスの質の充実が出生率を高める、としている。

樋口・松浦・佐藤（2007）は、家計経済研究所「消費生活に関するパネル調査」の 1993～2005 年までの 13 年分の個票データや、厚生労働省「社会福祉施設等調査」のデータ等を用いて、共働き世帯を対象に、出生率の地域間格差の決定要因について多変量プロビットモデルによる分析を行った。地域間格差の要因としては、住宅事情、通勤時間、家族政策、景気動向の４つを取り上げた。

このうち、家族政策については、保育所定員数（都道府県別の保育園定員数を５歳以下人口で除した値）は、第１子出生について、プラスで統計的に有意な係数が得られた、としている。第２子出生については、有意な結果は得られなかった。

戸田（2007）は、厚生労働省「人口動態統計」「児童福祉業務年報」「社会福祉施設等調査」等の 1985～2004 年の都道府県別データを用い、合計特殊出生率を被説明変数、児童手当支出額や保育園定員等を説明変数として、都道府県間格差をコントロールするための変量効果や固定効果といったパネル推定、操作変数法、GMM 推計による分析を行った。

これによれば、多くの先行研究の結果とは異なり、保育園定員数（保育園定員数を４歳以下人口で除した値）も、児童手当支出額（児童手当支出額を４歳以下人口で除した値）についても、出生率に対して有意な結果は得られなかった、としている。

最後に紹介する坂爪（2008）は、データを使った実証分析ではないが、少子化対策として重要な保育サービスの充実と労働時間の短縮（育児休業制度や短時間勤務制度の導入）という２つを取り上げ、ベッカーの家庭内生産の理論を踏まえて構築したモデルを用いて、それらが子ども数に与える影響について理論的な分析を行い、その関係を明らかにしている。

それによれば、保育サービスの量的拡充は子ども数の増加に正の影響を与えるが、労働時間の短縮は、保育サービスが量的に充実していないケースでは、あまり効果が期待できないことがわかった。このため、筆者は、「まず保育サービスを量的にある程度充実させ、

その上で、並行して時短制度の導入やサービスの質の向上を進めると、それぞれの対策が複合的に効果を発揮し、さらに子どもの数は増加する可能性がある。」と指摘している。

３　経済的支援と出生率との関係

子育て費用が女性の出産に及ぼす影響に関する研究成果をみると、子育て費用の高まりは、子ども数を減少させるという結果になっている。

また、児童手当等経済的支援と出生率との関係に関する研究成果では、多くの研究で、児童手当等の経済的支援は、出生率に対してプラスの影響を与えるが、その効果は大きくないという結論になっている。

国立社会保障・人口問題研究所「第 13 回出生動向基本調査」(2006）によれば、有配偶女性の「予定の子ども数」が「理想の子ども数」より少なくなる主たる理由は、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」であり、その傾向は特に若い世代ほど顕著になっている。

そこで、ここでは、まず、教育費と出生率との関係に関する研究成果を紹介する。子育て費用の高さが出生率を引き下げる要因になっているとすれば、子育て費用を軽減するための家計に対する経済的支援が出生率の向上に寄与することになる。

次に、平成 22 年度から「子ども手当」の支給が始まったところであるが、従来の児童手当等の経済的支援が出生率に与える影響に関する研究成果について概観することとする。

（１）教育費負担と出生率

米谷（1995）は、出生率低下の要因を経済的・社会的側面から分析することを目的として、合計特殊出生率を被説明変数、教育費や保育サービス（０～６歳人口に対する保育所定員数の比率）などを説明変数として、都道府県別のデータに基づくクロスセクション分析を行った。また、その効果を比較するために、分析は、1970 年、1980 年、1992 年の３時点について行われた。

このうち最も良好な結果が得られた1992年の計測結果によれば、家計支出に占める教育費（総務省統計局「家計調査」）の比率の上昇は、出生率の低下に有意に寄与していることがわかった。その影響度としては、同比率１％の上昇に対して、出生率は0.04～0.07ほど低下することが計測された、としている。また、1980 年と比較すると、マイナスの影響度はやや弱まりつつある、としている。

松浦・滋野（1996）は、1989 年の総務省統計局「家計調査」とその付帯調査である「貯蓄動向調査」の個票データを用いて、勤労者世帯を対象に、０歳児の有無を被説明変数、世帯所得や資産、育児費用の代理指標としての教養娯楽費等を説明変数として、年齢階層別に多変量プロビットモデル、プロビットモデルによる分析を行った。

それによれば、30～34 歳の年齢階層の推計について、教養娯楽費の係数が有意に負となり、育児費用の高まりが子どもの数を抑制するという結果になった、としている。なお、25～29歳層、35～39歳層については、符号条件は満たしているものの、有意な結果は得られていない。

加藤（2000）は、出生、結婚、労働市場、マクロ経済という４つのブロックから構成される中規模計量モデル（58 の内生変数と８の外生変数）を構築し、政策効果のシミュレーション分析を行った。使用されたデータは、出産、結婚に関しては厚生労働省「人口動態統計」、労働市場については主として総務省統計局「労働力調査」、厚生労働省「賃金構造基本調査」、マクロ経済については内閣府「国民経済計算」等である。

シミュレーション結果によれば、1982～1996年の合計特殊出生率は1.61であったが、保育所キャパシティ（０～４歳人口当たり保育所定員数）が 50%上昇し、かつ、家賃・教育費水準が30%低下した場合には、合計特殊出生率が1.78まで上昇する、としている。

山本（2002）は、子育て支援策の効果に関する研究会「女性の就労と子育てに関する調査」（1998）の個票データを使って、１人当たり教育費（世帯の19歳以下の子どもについての１人当たり１か月の塾や習い事などの補助的教育費支出額）等の家計の出生行動への影響について、最小二乗法を使った分析を行った。被説明変数としては、予定子ども数、予定子ども数と理想子ども数の格差、出生児数の３ケースについて行われた。

推計結果によれば、1)予定子ども数と、予定子ども数と理想子ども数の格差については、全世帯推計、補助的教育を行っている世帯に限定した推計のいずれにおいても、１人当たり教育費が高いほど予定子ども数は減少すること、 2)１人当たり教育費が高いほど予定子ども数と理想子ども数の格差が拡大することがわかった、としている。また、 3)出生児数については、全世帯での推計では影響を与えていないが、補助的教育を行っている世帯に限定した推計では、１人当たり教育費が有意で負の影響を与えている、としている。

森田（2004）は、子育て支援策の効果に関する研究会「女性の就労と子育てに関する調査」（1998）と、企業経営環境とセーフティネットに関する研究会と社会保障政策が育児コストを通じて出生行動及び消費貯蓄行動に及ぼす影響に関する研究会の合同実施「女性の就労と子育てに関する調査」（2002）それぞれの個票データを用いて、子どものいる世帯（ただし、中学生以上の子どもはいない）を対象に、予定子ども数を被説明変数、世帯の子ども１人当たり養育費や通塾費等を説明変数として、二段階最小二乗法による分析を行った。ここで、「養育費」とは、保育料を除く、食費、衣服費、医療費、おむつ代などの一般的な子育て費用、「通塾費」は塾や習い事などの選択的な子育て費用を指している。

それによれば、 1)予定子ども数と養育費との関係に関する分析では、養育費は予定子ども数に対して有意に負の影響を与えていること、 2)予定子ども数と通塾費との関係に関する分析でも、通塾費は予定子ども数に対して有意に負の影響を与えていること、が明らかになったとしている。

新谷（2005）は、計量分析は行っていないが、少子化の新局面と家族・労働政策の対応に関する研究「少子化に関する自治体調査」（2002～2005 年）の個票データを用いて、20～49 歳の既婚女性を対象に、教育費の負担意識と予定子ども数等のクロス分析を行い、「「子どもを持たない」あるいは「一人っ子」である最も大きな理由が「教育費の負担である」ことを意味している」とし、特に若い世代ほど子どもを持つ上で教育費の負担が障害になっている、としている。

森田（2006）は、上記の森田（2004）で使用したデータのうち、「女性の就労と子育てに関する調査」（2002）の方の個票データのみを使って、世帯の子ども数、理想子ども数と予定子ども数の格差を被説明変数、世帯の子ども１人当たりの１か月の養育費等を説明

変数として、操作変数法を用いた分析を行った。また、その推計結果を基に、児童手当が家計の出生行動に与える効果について検証を行った。

このうち前者の分析結果によれば、世帯の子ども数と養育費は負で有意な関係、理想子ども数と予定子ども数の格差と養育費には正で有意な関係があり、養育費が高い世帯ほど子どもの数が少なくなる、養育費が高い世帯ほど理想子ども数と予定子ども数の格差が大きくなる、としている。

（2）児童手当等経済的支援と出生率

原田・高田（1993）は、1985 年の都道府県別データを用いて、合計特殊出生率を被説明変数、家計所得、養育費（代理変数として女性の賃金）、住宅費、教育費（代理変数として大学進学率）等を説明変数として、人口ウエイト付最小二乗法による分析を行い、その推計結果を用いて、児童手当が出生率をどの程度引き上げる効果があるか試算を行った。

その際、児童手当を家計全体ではなく子どもの養育費への補助、すなわち子育ての機会費用の軽減（ここでは女性賃金の減少）ととらえ、児童手当が 5,000 円増加した場合の効果について試算を行った。それによれば、児童手当 5,000 円の増加は女性賃金 2.5%の引き下げに相当し、出生率に与える影響は 0.6%、すなわち 1.54 の合計特殊出生率を 1.55 に上昇させる効果しかない、という結果になった。

織田（1994）は、現実の出生行動の結果に基づく分析（通常のデータ分析）ではなく、「ヴィネット調査」（架空の状況設定を調査対象者に提示して回答を選択させるというアンケート調査）という調査手法を用いて、東京都在住の 18～40 歳の女性を対象に、年齢、就労状況、世帯所得や児童手当といった８つの要因が、子どもを生むかどうかという意思決定にどう影響しているかについて、子ども数別のロジット分析を行った。それによれば、既にいる子ども数が０～２人の場合には、児童手当は子どもを生むことに対して有意にプラスの効果を持つことがわかった。

また、筆者は、ロジット分析の結果を用いて、出生率の将来推計と、児童手当などの政策が出生率に与える影響について推計を行った。それによれば、児童手当の増加などの効果は小さく、「社会政策によって合計特殊出生率を上昇させるという試みは、コストの割には成果は小さいということがわかる。」と指摘している。

塚原（1995）は、織田（1994）と同じく、社会保障研究所「出産と育児に関する意識調査」の一環として行われた「ヴィネット調査」（1993 年）の結果を用いて、東京都在住の18～40 歳女性を対象に、児童手当、乳児保育、育児休業手当といった育児支援政策が出生確率（１年以内に子どもを生むかどうか）に与える影響について、女性の就業形態別（専業主婦、フルタイム、パートタイム）にロジット分析を行った。

推計結果のうち児童手当については、妻の就業形態のいかんに関わらず有意に出生確率を高めることがわかった。定量的な効果としては、現行の児童手当がある場合には、専業主婦、フルタイム、パートタイムのそれぞれにおいて、出生確率を 2.1%、1.8%、1.7%引き上げる、児童手当が現行の水準にある限り、それが出生確率を上昇させる効果は小さい、としている。

このため、筆者は、「育児支援政策によって出生率を高めようとすれば、莫大な金額がかかることになるため、育児支援策によって出生率を引き下げることには限界がある。」と指摘している。

高山・小川・吉田・有田・金子・小島（2000）は、1985～1994 年までの 10 年間の都道府県別データをプールしたクロスセクションデータを用いて、合計特殊出生率を被説明変数、男性賃金や女性賃金、教育費、保育園定員数、児童手当支給等 16 の変数を説明変数として、25～29 歳の女性人口をウエイトとする重み付き最小二乗法による分析を行った。

このうち、児童手当支給（児童手当受給者数の０～４歳児に対する比率）については、予想に反して負で有意に推定されたが、地域ダミーを使用した場合には、決定係数が改善されるとともに、児童手当支給が有意にプラスになった、としている。

なお、筆者は、分析手法は今後の課題としつつ、「児童手当は夫となる男性の所得を高めて女性の結婚費用を低下させて結婚率を高め、ひいては出生力を高める効果を発揮する可能性があると考えられる。」と指摘している。

森田（2006）は、企業経営環境とセーフティネットに関する研究会と社会保障政策が育児コストを通じて出生行動及び消費貯蓄行動に及ぼす影響に関する研究会の合同実施「女性の就労と子育てに関する調査」（2002）の個票データを用いて、原田・高田（1993）と同様の分析手法により再検証することを目的に、世帯の子ども数、理想子ども数と予定子

ども数の格差を被説明変数、世帯の子ども１人当たりの１か月の養育費等を説明変数として、操作変数法を用いた分析を行い、その推計結果を基に、児童手当が家計の出生行動に与える効果について検証を行った。

その結果によれば、児童手当が月額１万円払われた場合、 1)子ども数については、夫の所得の増加を通じて約 0.1%増加するものの、養育費の増加が負の効果を持つことから、ネットでみれば子ども数の増加は約 0.03%と効果としてはきわめて小さいこと、 2)理想子ども数と予定子ども数の格差についても、ネットの効果でみると約 0.04%にすぎず、格差を縮小させる効果はほとんどないことが明らかになった、としている。

結論として、筆者は、「児童手当が家計の出生行動に与える影響はきわめて小さく、児童手当を少子化対策と位置づけるのであれば、児童手当をかなり増額しなければ効果はないであろう。」としている。

戸田（2007）は、厚生労働省「人口動態統計」「児童福祉業務年報」「社会福祉施設等調査」等の 1985～2004 年の都道府県別データを用い、合計特殊出生率を被説明変数、児童手当支出額や保育園定員等を説明変数として、都道府県間格差をコントロールするための変量効果や固定効果といったパネル推定、操作変数法、GMM 推計による分析を行った。

これによれば、多くの先行研究の結果とは異なり、児童手当支出額（児童手当支出額を４歳以下人口で除した値）も、保育園定員数（保育園定員数を４歳以下人口で除した値）についても、出生率に対して有意な結果は得られなかった、としている。

以上の研究は、児童手当の効果に関する分析であるが、田中・河野（2009）は、唯一、健康保険組合パネルデータを用いて、出産育児一時金が出生率に与える効果について分析を行っている。

筆者は、健康保険組合連合会「付加給付便覧」「健康保険組合事業年報」から、1998 年度と 2002 年度の２時点のパネルデータを作成し、男性被保険者の配偶者（被扶養主婦）の粗出生率（１人当たり子ども数）を被説明変数、出産育児一時金付加給付金、男性被保険者の給与や平均年齢等を説明変数として、固定効果モデルによる分析、給付金の潜在的な内生性を考慮した操作変数法による分析を行った。

それによれば、 1)男性被保険者の給与が低い低所得組合においては、10 万円の出産育児一時金付加給付金が、被扶養主婦の粗出生率を 0.017 ポイント上昇させる、 2)操作変数法

による分析でも、給与の低い組合において、統計的有意性は低下するものの、10 万円の出産育児一時金付加給付金が、被扶養主婦の粗出生率を 0.032 ポイント上昇させる、 3)両方の分析とも、高所得組合では出産育児一時金付加給付金は統計的に有意な影響を与えていない、ことが明らかになったとした上で、「比較的所得の低い家計をターゲットにした出産補助金政策が出生率の引き上げに対して有効となるうる可能性を示唆している。」と指摘している。

白川・塩野（2009）は、厳密な計量分析ではないが、厚生労働省「人口動態統計」、総務省「家計調査」の 1990～2007 年の暦年データを用いて、出生率と可処分所得の関係について簡単な回帰分析を行い、第１子、第２子、第３子と出生順位が低下するにつれて出生率の可処分所得への弾力性が高まることから、家計に対する経済的支援は、所得弾力性の高い第３子の出生率上昇に有効ではないかと指摘している。

なお、諸外国においても、経済的支援が出生率に与える影響についての実証研究が蓄積されており、小島（2004）は、家族手当や所得税の控除など経済的支援を中心とする出生・家族政策の出生促進効果に関する欧米諸国の実証研究の成果をサーベイ（多変量解析の結果のみを要約）している。それによれば、「最近の実証研究は、出産・家族政策が出生促進効果をもつという結論を得たものが多い。しかし、その効果は必ずしも大きくないようである。」としている。

（３）児童手当と保育サービスの比較分析

阿部・原田（2008）は、児童手当と保育所整備という２つの政策効果について比較分析を行った。

具体的には、厚生労働省「人口動態保健所・市区町村別統計」の市区町村別の合計特殊出生率（1998～2002 年の５年間の平均値）を被説明変数とし、所得、養育費（代理指標として女性賃金）、住宅費、教育費（代理指標として通学率）、保育所制約（待機児数＋在所児数/保育所定員数）を説明変数として、二段階最小二乗法による分析を行い、その推計結果（推計した係数はすべて有意）を踏まえて、児童手当と保育所整備の２つの政策効果について比較分析を行った。

それによれば、 1)子ども１人に月額１万円の児童手当の支給があると仮定した場合、出生率を引き上げる効果は 0.9%（0.013 ポイント）程度とかなり小さい、 2)待機児童と定員超過児童が発生している市区町村について、それがゼロになるよう定員を増やすと仮定した場合、その定員増効果による出生率の引き上げ効果は 0.63%（0.01 ポイント）と、児童手当の効果の約７割に相当する、 3)児童手当の支給と保育所定員の増加に係るそれぞれのコストを比較すると、「保育所の整備は、児童手当の 1/5 以下の費用で、出生率には７割の効果が出る。すなわち、保育所の費用当たりの効果は児童手当の効果の４倍弱になる。」としている。また、特に、出生率の低い都市部における保育環境の整備が効果的であると指摘している。

浅野・山形（2010）も、児童手当と保育所の整備に焦点を当てて、政策の費用対効果の比較分析を行った。

具体的には、2003～2007 年の５年間の都道府県別データを用いて、合計特殊出生率、出生順位別出生率を被説明変数、女性賃金、教育費、潜在最大需要（就学前児童数ー認可保育所入所者数ー幼稚園入園者数）を説明変数として、パネル分析の手法による推計を行うとともに、併せて内生性の問題も考慮して操作変数法を用いた推計も行い、そこから得られた教育費と潜在最大需要の有意な係数を用いて、児童手当と保育所の整備の費用対効果について粗い試算を行った。

それによれば、 1)児童手当を教育費への補助とみなし試算すると、出生率を 0.01 上昇させるためには月額４万円の支給が必要となり、必要な財源は総額７兆円に相当する、 2)保育所整備については、出生率を 0.01 上昇させるためには 1.6 万人分の保育所が必要であり、必要な財源は 200 億円、初期費用は 200 億円程度と推定される、とし、費用対効果の観点だけからみれば保育所整備の方が優れている、と結論している。

４　夫の家事・育児参加と出生率との関係

夫の労働時間・通勤時間と出生率との関係に関する研究成果をみると、労働時間との関係では有意な関係がみられないが、通勤時間が長いと出生率を引き下げるという結果が多くなっている。

また、夫の家事・育児参加と出生率との関係に関する研究成果をみると、おおむね夫が家事・育児に積極的に参加すると出生率を引き上げるという結論が多くなっている。

なお、夫の労働時間・通勤時間と家事・育児参加との関係については、一部に関係がないという結果もあるが、ほとんどの研究が、夫の労働時間を短縮することが夫の家事・参加を促進するとしている。

夫の家事・育児参加と出生率との関係については、大きく分けて２つのアプローチからの研究がある。

１つは、夫の労働時間や通勤時間の長さといった仕事生活からの分析であり、夫の労働時間や通勤時間が長いと、夫が家事や育児をしにくくなり、妻の負担が増える、すなわち出産・育児コストが高まることで出生率が低下するのではないかというものである。

もう１つは、家庭生活からの分析であり、そもそもの夫の家事や育児への参加に着目し、夫の家事や育児といった家庭内役割分担が高まれば、出産・育児コストが低下し、出生率が高まるのではないかというものである。

以下では、それぞれに分けて、これまでの研究成果をレビューする。

なお、我が国においては、夫の家事・育児時間は極めて短く、夫の労働時間や通勤時間の短縮が、そのまま夫の家事や育児の役割分担を高めるかどうわからないという指摘もある。このため、夫の労働時間や通勤時間と家事・育児参加との関係に関する研究成果についても、併せて簡単にレビューを行う。

（1）夫の労働時間・通勤時間と出生率との関係

駿河・七條・張（2000）は、家計経済研究所「消費生活に関するパネル調査」の 1993～1996 年までの４年分の個票データを用いて、有配偶世帯を対象に、特に夫の仕事時間や通勤時間、部屋の広さが出産確率に与える影響に焦点を当てて、ロジットモデルによる分析を行った。

３つのケースについて分析を行ったが、いずれの推計においても、夫の通勤時間の長さが、有意に出産確率を引き下げるという結果になった。ただし、夫の仕事時間と部屋の広さについては、予想に反して出産に対して有意な結果が得られなかった。

一方、樋口（2000）は、上記と同じ家計経済研究所「消費生活に関するパネル調査」の 1993～1996 年までの４年分の個票データを用いて、同様の分析を多変量プロビットモデルにより行ったが、夫の通勤時間については、符号は予想した通りであったが、有意な結果は得られなかった、としている。

これについて、筆者は、「駿河・七條・張（2000）では、通勤時間の長さが妻の就業に与える影響を考慮していなかったために、通勤時間の短縮が有意に出生確率を上昇させる結果になったと考えられる。」としている。

駿河・七條（2001）は、国立社会保障・人口問題研究所「第 10 回出生動向基本調査（結婚と出産に関する基礎調査）」夫婦票の個票データに、都道府県別の通勤時間と家賃を付け加えて、既婚家計の子ども数の決定要因について、妻の年齢別に最小二乗法による分析を行った。

推計結果によれば、夫の通勤時間の長さは、40 歳以上層では有意でないものの、30 歳未満層と 30～39 歳層では、有意に子どもの数を減らしている、という結果になった。

藤野（2003）は、実証分析ではないが、ベッカーの家計生産モデルを踏まえて、男性が家計内での時間配分を増やした場合の夫婦の出生力に与える影響について理論的な考察を行った。

それによれば、 1)夫の働き方が見直され、今まで市場労働として働いていて時間を家計内に時間配分されることができれば、出生力を高める可能性がある、 2)家計内に時間配分

する際に生じる夫の機会費用が小さければ小さいほど、出生力を高める効果が増す、としている。

樋口・松浦・佐藤（2007）は、家計経済研究所「消費生活に関するパネル調査」の 1993～2005 年までの 13 年分の個票データや、厚生労働省「社会福祉施設等調査」のデータ等を用いて、共働き世帯を対象に、出生率の地域間格差の決定要因について多変量プロビットモデルによる分析を行った。地域間格差の要因としては、住宅事情、通勤時間、家族政策、景気動向の４つの要因を主に取り上げた。

このうち、夫の通勤時間については、第１子出生について、マイナスで統計的に有意な係数が得られた、としている。第２子出生については、有意な結果は得られなかった。

（２）夫の家事・育児参加と出生率との関係

山上（1999）は、住友生命総合研究所「女性の就業と出産・育児の両立に関する意識調査」（1991 年）の個票データを用いて、子どもの出生数や出生確率を被説明変数、妻の年齢、学歴、夫の所得、夫の家事・育児への協力度、部屋数等を説明変数として、トービット分析、多変量プロビット分析を行った。

推計は、全年齢層と妻が 30 歳以上層の２つに分けて行われたが、いずれの推計においても、夫の家事・育児への協力度は、出生数、出生確率に有意な影響を与えていないという結果となり、「男女の性別役割分担の見直しは、出生率を向上させることまでは期待できにくいものであることを示唆している。」としている。

西岡・小川（2000）は、生命保険文化センター「女性の生活意識に関する調査」（1991 年）の個票データを使って、全国の 20～34 歳で子ども１人の既婚女性を対象に、予定子ども数を被説明変数、妻の学歴、従業上の地位、親との同居、夫の育児参加度等を説明変数として、階層的重回帰モデルによる分析を行った。

それによれば、夫の育児参加度は、有意に正の効果を持っており、１人目の子どもに対する夫の育児協力の程度が高いと、予定子ども数に対して有意にプラスの影響をもたらすことがわかった、としている。

西岡（2001）は、少子化と男性の家庭役割との関連性が普遍性、一般性を持つかどうかを確認するという問題意識から、上記の西岡・小川（2000）と同じ分析枠組みを用いて、別の調査でのあてはまりがどうかを検証した。具体的には、厚生省統計情報部「１歳児をもつ母親の子育て環境調査（人口動態社会経済面調査）」（1994 年）の個票データを用いて、現在の子ども数と予定子ども数に差に関してロジット分析を行った。

それによれば、夫の育児参加については、参加の程度が高い層（第４四分位）では、現在の子ども数よりも希望子ども数が多いことに対してプラスで有意の効果がみられ、「夫の家庭役割、とくに育児遂行については追加出生意識に何らかの影響を与えている。」としている。

西岡（2002）は、国立社会保障・人口問題研究所「第２回全国家庭動向調査」（1998 年）の個票データを使い、39 歳以下の有配偶女性を対象に、追加出生希望の有無（これからさらに子どもを産みたいかどうか）を被説明変数、夫の職業、妻の従業上の地位、世帯収入、親との同居、夫の家事得点、夫の育児得点等を説明変数として、階層的分析モデルより分析を行った。

それによれば、夫の家事得点、育児得点ともに有意に正の効果を持っており、夫の家庭役割行動が多ければ多いほど、子どもの追加出生に対してプラスの効果も持つ、という結果になった。

筆者は、これまでの一連の研究成果を踏まえ、「夫の家庭役割の遂行程度が妻の追加出生に直接的効果を持つことが、３種類の性格の違った調査サンプルでも検証された。」とした上で、男性の家事や育児参加を促しうるような社会システムを構築していくことが重要な課題であるとしている。

藤野（2002）は、生命保険文化センター「夫婦の生活意識に関する調査」（1994 年）の個票データを用いて、20～49 歳の既婚女性を対象にして、現在の子ども数と予定子ども数の２つを被説明変数とするトービット分析、６歳以下の子どもの有無を被説明変数とする多変量プロビット分析を行った。説明変数は、両方の推計ともに、妻の学歴・年齢・価値観、夫の収入・学歴、夫の家事参加志向、夫の平均帰宅時間、夫のフレックスタイム勤務等となっている。

それによれば、前者のトービット分析においては、夫の家事参加志向や夫の平均帰宅時間などは全く有意にきかなかった。後者の出産と妻の就業の同時推定を行った多変量プロビット分析においては、夫の家事参加志向は有意な結果が得られなかったが、夫の帰宅時間が早いことが出産と妻の就業の双方にプラスの影響を与えていること、夫のフレックスタイム勤務という柔軟な勤務制度が出生確率にプラスの影響を与えていることが明らかになった、としている。

阿部・大井（2004）は、家計経済研究所「消費生活に関するパネル調査」のデータを用いて、バブル世代（1960～1964 年生まれ）とバブル崩壊後世代（1965～1969 年生まれ）の２つの世代に分けて、出産確率、子どもの数を被説明変数、妻と夫の年齢、所得、労働時間、家事・育児時間、親との同居の有無等を説明変数として、ランダム効果を考慮したプロビット分析、固定効果を考慮した最小二乗法による分析を行った。

それによれば、 1)夫の家事・育児時間を基本ケースから 30 分増やして１時間とすると、バブル世代は 0.4%ポイント出産確率が高まるが、バブル崩壊後世代は 1.6%ポイントほど高まる。 2)子どもの数については、夫の家事・育児時間はバブル世代では統計的に有意な値はないが、バブル崩壊後世代では、夫の家事・育児時間が 30 分長くなると 0.2%ポイントほど高くなる、としている。このことについて、筆者は、「バブル崩壊後世代では妻の働く傾向が強まっているため、夫の家事・育児への参加が出産にも子どもの数にも影響を与えているのであろう。」と指摘している。

藤野（2006）は、兵庫県・財団法人 21 世紀ヒューマンケア研究機構家庭問題研究所「若い世代の生活意識と少子化についてのアンケート調査」（2003 年）を用いて、兵庫県在住、在勤の 20～39 歳の既婚者のうち現在子どもが１人いる者を対象に、今後産むと考えられる追加予定子ども数を被説明変数、夫の家事分担度、夫の育児分担度、妻の年齢・就業形態・学歴、夫の収入、親との同居の有無等を変数として、順序プロビット分析による分析を行った。

それによれば、 1)夫の家事分担度については、中心的な家事項目（食事のしたく、片付け、部屋の掃除、洗濯）への分担度が高ければ、追加予定子ども数が増加する確率が有意に高まること、 2)夫の育児分担度については、「子どもの遊び相手」に関して、その度合いが高ければ、追加予定子ども数も高まること、 3)妻の就業形態別にみると、妻が正規就

業では有意でないものの、妻が専業主婦、非正規就業である場合には、夫が中心的な家事を分担すれば、追加予定子ども数が高まる可能性があること、が示されたとしている。

西岡・星（2009）は、「国際比較パネル調査による少子社会の要因と政策的対応に関する総合的研究」の一環として実施された「結婚と家族に関する国際比較調査（第１次調査、第２次調査）」（2004 年、2007 年）のパネルデータを用いて、第２次調査時点で 39 歳以下で婚姻状況を初婚と答えた女性を対象に、妻の出産意欲に関する意識（これから子どもがほしいか、何人子どもがほしいか、いつ子どもがほしいか）を被説明変数として、夫の家事参加の程度、夫の労働時間、居住地域、親との同居の有無、世帯収入等を説明変数として、分析を行った。分析に当たっては、夫の家事参加や労働時間と妻の出産意欲との因果関係の方向を検証するため、パネルデータを用いた双方向の因果関係を含む分析モデルである交差遅延効果モデルと同時効果モデルという２つのモデルを用いて分析を行った。

それによれば、どちらのモデルでの推計においても、 1)夫の家事参加が積極的であることによって妻の出産意欲が高まる、あるいは欲しいと思う子どもの数が増えるという夫側の要因の先行性が検証された、としている。ただ、 2)夫の労働時間については、どちらのモデルにおいても、夫の労働時間が長くなる/短くなることが、妻の出産意欲を低める/高めるという関係はみられなかった、としている。

なお、筆者は、 1)と 2)の結果を踏まえて、 3)夫の労働時間と家事参加との関係について分析を行った結果、両者にはほとんど関連せず、労働時間が短いことが必ずしも夫の家事参加を促しているわけではない、としている。

小葉・安岡・浦川（2009）は、日本家族社会学会全国家族調査委員会「家族についての全国調査」（2004 年）の個票データを用いて、妻の年齢が 15～49 歳で子どもが１人以上いる家計を対象に、「子どもを（もう１人）欲しいと思うか」を被説明変数として、主成分分析によって作成した夫の家事育児協力変数（２種類）をはじめ、妻の就業の有無・年齢・学歴、世帯所得等を説明変数として、全サンプル、男性回答者、女性回答者に分けて順序プロビット分析を行った。

それによれば、 1)家事育児への全般的な協力を示す変数（第一主成分）は、３つのいずれのケースにおいても有意にプラスになった、 2)子どもの世話への熱心さを示す変数（第二主成分）は、全サンプル、男性回答者サンプルで有意にプラスになった、としている。

併せて、筆者は、夫の家事育児参加の規定要因等についてトービット分析を行い、性別役割分担意識の有無にかかわらず、夫の労働時間・通勤時間の短縮は、夫の家事育児参加を促進することが示唆される、としている。

戸田・樋口（2011）は、厚生労働省「21 世紀成年者縦断調査」の第２回目から第４回目までのプールされたパネルデータを用いて、サンプルを既婚女性に限定して、出産経験の有無を被説明変数、夫婦の家事時間や労働時間、妻の教育水準・年齢、夫との同居期間等を説明変数として、妻の就業・非就業別にプロビット分析を行った。

それによれば、全体的に夫の労働時間や家事時間は出産確率に有意な影響を与えていないが、子どもが１人いて妻が非就業の家計においては、夫の休日の家事時間が長いほど第２子の出産確率が有意に高くなることがわかった、としている。

（３）夫の労働時間と家事・育児参加との関係

小原（2000）は、家計経済研究所「消費生活に関するパネル調査」（1994 年）の個票データを用いて、通勤時間の変化が、夫婦の１日の余暇、労働、家事等の時間配分にどのような影響を与えるのかについてプロビット分析を行ったところ、夫は、自分や妻の通勤時間が変化しても、自分の家事時間には影響を与えないという結果になった、としている。

松田（2005）は、日本家族社会学会全国家族調査研究会「家族についての全国調査」（1998 年）の個票データを用いて、夫の家事参加の規定要因についてのトービット分析、夫の育児参加の規定要因いついての順序ロジット分析を行い、小原（2000）の結果とは異なり、夫の労働時間の長さが夫の家事・育児参加を強く規定する要因になっており、夫の労働時間が長いと、特に育児参加が減少する、としている。

平野（2005）は、家計経済研究所「消費生活に関するパネル調査」の 1993 年、1996 年、1999 年の３年分の個票データを用いて、夫の家事分担の要因について多変量プロビットモデルによる分析を行い、夫の平日の１日の通勤時間と労働時間の合計時間が、「食事の後片付け」「子どもの送迎」といった夫の家事分担に有意にマイナスの影響を与えていることが確かめられた、としている。

水落（2006a）は、総務省統計局「社会生活基本調査」（2001 年）の都道府県別データを用いて、父親の育児時間と育児分担それぞれの規定要因について、都道府県別人口を用いた加重最小二乗法による分析を行い、父親の労働時間の係数が有意にマイナスに推定された、すなわち、父親の労働時間の長さが父親の育児時間や育児分担を減少させていることが確認できた、としている。

水落（2006b）は、日本家族社会学会全国家族調査研究会「家族についての全国調査」（1998 年）の個票データを用いて、父親の育児参加の要因についてプロビット分析を行い、 1)共働き世帯では、父親の労働時間と通勤時間がともに有意にマイナスであった、すなわち、労働時間や通勤時間の長さが父親の育児参加を減少させている、 2)片働き世帯では、通勤時間の影響は確認されなかったが、父親の労働時間は、共働き世帯と同様に有意にマイナスであった、としている。

馬（2006）は、慶應義塾大学家計パネル調査の 2004～2006 年の個票データを使い、夫の労働時間が家計時間配分に与える影響について、全体、共働き世帯、専業主婦世帯に分けてパネルデータ分析を行い、いずれのケースにおいても、夫の労働時間は夫の家事時間に有意にマイナスの影響を与えており、夫の労働時間が長いほど夫の家事時間が短くなることが明らかになっているとし、「夫の労働時間が夫の家事参加の阻害要因であることが示された。」としている。

酒井（2007）は、国立女性教育会館「平成 16 年度・平成 17 年度家庭教育に関する国際比較調査」（2004～2005 年）の父親個票データを使って、日本と韓国について、平日の父子の接触時間の規定要因について重回帰分析を行い、日本では、父親の週労働時間が長いと平日の父子の接触時間が有意に短くなる、としている。ちなみに、韓国については、そのような傾向は見られなかった。

労働政策研究・研修機構（2007）は、労働政策研究・研修機構「仕事と生活調査」（2005）の個票データを用いて、就業者と雇用者のみの２つのケースについて、夫の家事・育児分担の規定要因についてロジスティック回帰分析を行い、就業者については、労働時間の長

さが、雇用者のみの場合には、労働時間と通勤時間の長さが、それぞれ夫の家事・育児分担を有意に減少させる、としている。

吉田（2009）は、日本の世代とジェンダー・プロジェクト委員会「結婚と家族に関する国際比較調査」（2004 年）の個票データを用いて、コレクティブモデルを援用し、共働き世帯と専業主婦世帯に分けて、妻と夫それぞれの家事頻度、育児頻度について序列ロジットモデルによる分析を行い、夫の長時間労働が夫の家事頻度、夫の育児頻度を押し下げている、としている。

駿河（2011）は、2007 年に国立社会保障・人口問題研究所の委託により中央調査社が実施した「職場環境と少子化の関連性に関する調査」（UI ゼンセン同盟とサービス・流通連合（JSD）加盟の労働組合員が対象）の個票データを用いて、夫の家事時間の決定要因についてトービットモデルによる分析を行い、労働時間１％の増加で家事時間は 1.55%減少、通勤時間１％の増加で家事時間は 0.666%減少する、としている。また、シフト制やフレックスタイムといった勤務時間の工夫が夫の家事時間を有意に長くしている、としている。

Ⅴ　おわりに

以上のように、これまでの研究成果をレビューしたところ、育児休業制度の導入、保育サービスの充実、子育て家計に対する経済的支援、夫の家事・育児参加のいずれもが、おおむね出生率の向上に寄与するという結果となっている。

また、どの政策が特に第何子の出生に影響するのかという観点からは、山口（2009）にみられるように、育児休業制度は第１子の出産に、夫の家事・育児参加は第２子の出産に、子育て家計に対する経済的支援は第３子の出産に、それぞれ特に影響があるとされている。

政府は、昨年１月に、新たに「子ども・子育てビジョン～子どもの笑顔があふれる社会のために～」を閣議決定し、2014 年に向けて、平日昼間の保育サービス（認可保育所等）を現状の 215 万人（うち３歳未満児 75 万人）から 241 万人（同 102 万人）に増やすなど保育サービスの充実について数値目標を設定した。また、６月には、政労使による新たな合意により、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が改定され、2020 年に向けて、男性の育児休業取得率を 13%（現状 1.23%）に引き上げること、６歳未満の子どもをもつ男性の育児・家事関連時間を１日当たり２時間 30 分（現状は 60 分）に引き上げこと等の数値目標が設定された。子育て家計に対する経済的支援としては、平成 22 年度から、子ども１人について月額 13,000 円（０歳から中学校修了前の子ども対象）を支給する「子ども手当」の支給が新たに開始され、平成 23 年度においてもその拡充が予定されている。

さらに、政府においては、昨年６月に、少子化社会対策会議において、「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」を決定し、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築に向けて鋭意検討が行われている。

子ども・子育て支援策には、特にこれがという決定的な決め手があるわけではなく、北欧諸国をはじめとする欧州の例からもわかるように、現金給付や現物給付など効果的な施策をバランスよく総合的に推進していくことが重要であると考えられる。また、子ども・

子育て支援策やワーク・ライフ・バランス施策について、しょせん大企業で働く正社員だけの特権なのではないかといった指摘もある。非正規労働者が増大し、企業規模間格差がみられる中で、施策の推進に当たっては、より一層「公平性」に留意した対応が求められている。各種施策が一部の人だけのものであってはならないだろう。

また、施策の推進に当たっては、その効果を適切に把握しつつ進めていくことが重要であり、今後とも、政策評価を含めた実証研究の更なる蓄積を期待したい。

特に、これまでの研究は、例えば、育児休業制度や保育サービスの充実といった施策が、出産行動や出生率に対して統計的に有意な効果を持っているかどうかを確認するといったものが多く、その効果がどの程度の大きさなのかということについて明示的に検討している研究は少ない状況にある。政府の財政状況が厳しい中で、施策の推進に当たっては、費用対効果という視点がさらに一層強く求められているところであり、今後は、施策の効果を定量的に把握した研究の蓄積が望まれる。

また、これまでの研究では、様々な施策それぞれの効果について分析したものが多く、例えば、複数の施策を比べてどちらの施策の方が効果が大きいのか、或いは、どのような施策の組み合わせが出生行動や出生率に対して効果が大きいのか、といった観点からの研究は少ない。子ども・子育て支援策の効率的、効果的な実施に当たって、こうした視点からの研究も今後の大きな課題であろう。

【参考文献】

淺野健・山形成彦（2010）「少子化対策の変化とその政策効果」事例研究（日本のマクロ経済政策・解決策分析）

阿部一知・原田泰（2008）「子育て支援策の出生率に与える影響；市区町村データの分析」『会計検査研究』No.38

阿部正浩・大井方子（2004）「バブル崩壊前後の出産・子育ての世代間差異」樋口美雄・太田清・家計経済研究所『女性たちの平成不況』日本経済新聞社

阿部正浩（2005）「誰が育児休業を取得するのかー育児休業制度普及の問題点」国立社会保障・人口問題研究所『子育て世帯の社会保障』

岩澤美帆（2002）「近年の期間 TFR 変動における結婚行動および夫婦の出征行動の変化の寄与について」『人口問題研究』第 58 巻第 3 号

宇南山卓（2009）「結婚促進策としての保育所の整備について」日本経済研究センター若手研究者による政策提言『少子高齢化への政策対応、女性就業支援策の改革』中間報告

OECD（2010）”Social Expenditure Database”

小川直宏（2007）「日本の人口経済学 10 年」『人口学研究』第 41 号

織田輝哉（1994）「出生行動と社会政策（２）－ヴィネット調査による出生行動の分析」社会保障研究所『現代家族と社会保障－結婚・出生・育児』東京大学出版会

加藤久和（2000)「出生、結婚および労働市場の計量分析」『人口問題研究』第 56 巻第１号

金子隆一（2010）「我が国近年の出生率反転の要因についてー出生率推計モデルを用いた期間効果分析」『人口問題研究』第 66 巻第 2 号

厚生省「厚生白書」（平成 2 年版から平成 12 年版までの各年）

厚生労働省「厚生労働白書」（平成 13 年版から平成 22 年版までの各年）

厚生労働省（2010)「第 7 回 21 世紀成年者縦断調査（国民の生活に関する継続調査）」

厚生労働省(2010）「平成 21 年度雇用均等基本調査」

厚生労働省（2010）「平成 21 年（2009）人口動態統計（確定数）の概況」

厚生労働省大臣官房国際課（2010）「2008～2009 年海外情勢報告」

厚生労働省（2011）「平成 22 年（2010）人口動態統計の年間推計」

国立社会保障・人口問題研究所（2006）「第 13 回出席動向基本調査」
国立社会保障・人口問題研究所（2010）「第４回全国家庭動向調査」
小島宏（1994）「先進諸国における出生率の変動要因と政策の影響」社会保障研究所『現代家族と社会保障－結婚・出生・育児』東京大学出版会
子ども・子育て新システム検討会議作業グループ基本制度ワーキングチーム（2010）「子ども子育て新システム検討会議作業グループ基本制度ワーキングチーム第１回資料」
小原美紀（2000）「長時間通勤と市場・家事労働」『日本労働研究雑』No.476
小葉武士・安岡匡也・浦川邦夫（2009)「夫の家事育児参加と出産行動」『季刊・社会保障研究』vol.44 No.４ Spring 09
在日本フランス大使館（2005）「フランスの家族政策」
酒井計史（2007）「父子の経実接触時間の日韓比較－接触時間の短さの影響と接触時間の規定要因」『国立女性教育会館研究ジャーナル』vol.11 August
酒井正・高畑純一郎（2011）「働き方と家族形成の関係」樋口美雄・府川哲夫『ワークライフバランスと家族形成』東京大学出版会
坂爪聡子・川口章（2007）「育児休業制度が出生率に与える影響」『人口学研究』第 40 号
坂爪聡子（2008）「少子化対策として効果的なのは保育サービスの充実か労働時間の短縮か？」『季刊・社会保障研究』vol.44 No.１ Summer
柵山順子（2010）「出産のハードルを上げる高額な教育費負担～女性の就労促進による世帯所得の拡大が必要」第一生命経済研究所マクロ経済分析レポート 『Economic Trends』
滋野由紀子・大日康史（1998）「育児休業制度の女性の結婚と就業継続への影響」『日本労働研究雑誌』No.459
滋野由紀子・大日康史（1999)「保育政策が出産の意思決定と就業に与える影響」『季刊・社会保障研究』Vol.35 No.2 Autumn
滋野由紀子・大日康史（2001）「育児支援策の結婚・出産・就業に与える影響」岩本康志『社会福祉と家族の経済学』東洋経済新報社
滋野由紀子・松浦克己（2003）「出産・育児と就業の両立を目指してー結婚・就業選択と既婚・就業女性に対する育児休業制度の効果を中心に」『季刊・社会保障研究』Vol.39 No.1 Summer
滋野由紀子（2006）「就労と出産・育児の両立－企業の育児支援と保育所の出生率回復への効果」樋口美雄＋財務省財務総合政策研究所『少子化と日本の経済社会』日本評論社

新谷由里子（2005）「親の教育費負担意識と少子化」『人口問題研究』第 61 巻第 3 号
白川浩道・塩野剛志（2009）「新型子ども手当のインパクトについて（２）」CREDIT SUISSE『日本経済分析』第 6 号
人口問題審議会（1997）「少子化に関する基本的考え方について―人口現減少社会、未来への責任と選択―」
スウェーデン文化交流協会（2005）「スウェーデンの保育制度」
駿河輝和・七條達弘・張建華（2000）「夫の通勤時間・労働時間が出生率に与える影響について―「消費生活に関するパネル調査」による実証研究」『季刊家計経済研究』通巻第 47 号
駿河輝和・七條達弘（2001）「男性の労働時間・通勤時間、家賃の子供の数に与える影響」大阪府立大學經濟研究第 46 巻第 2 号
駿河輝和・西本真弓（2002）「育児支援策が出生行動に与える影響」『季刊・社会保障研究』vOL.37 No.４ Spring 02
駿河輝和・張建華（2003）「育児休業制度が女性の出産と継続就業に与える影響について―パネルデータによる計量分析」『季刊家計経済研究』 SUMMER No.59
駿河輝和（2011）「夫の家事時間を決定するもの」樋口美雄・府川哲夫『ワークライフバランスと家族形成」東京大学出版会
高橋美恵子（2007）「スウェーデンの子育て支援：ワークライフ・バランスと子どもの権利の実現」『海外社会保障研究』No.160
高山憲之・小川浩・吉田浩・有田富美子・金子能宏・小島克久（2000）「結婚・育児の経済コストと出生力」『人口問題研究』第 56 巻第４号
伊達雄高・清水谷諭（2004)「日本の出生率低下の要因分析；実証研究のサーベイと政策的含意の検討」ESRI Discussion Paper Series No.94
田中隆一・河野敏鑑（2009）「出産育児一時金は出生率を引き上げるかー健康保険組合パネルデータを用いた実証分析」『日本経済研究』第 61 号
塚原康博（1994）「出生行動と社会政策（１）－先行研究の動向と「出産と育児に関する意識調査」の概要」社会保障研究所『現代家族と社会保障－結婚・出生・育児』東京大学出版会
塚原康博（1995）「育児支援政策が出生行動に与える効果についてー実験ヴィネットアプローチによる就業形態別出生確立の計量分析」『日本経済研究』第 28 号

津谷典子（2006）「北欧諸国における出生率変化と家族政策」樋口美雄＋財務省財務総合政策研究所『少子化と日本の経済社会』日本評論社

戸田淳二（2007）「出生率の実証分析－景気や家族政策との関係を中心に」RIETI Discussion Paper Series 07-J-007

戸田淳仁・樋口美雄（2011）「労働時間や家事時間の長い夫婦ほど出生率は低いか」樋口美雄・府川哲夫『ワークライフバランスと家族形成』東京大学出版会

内閣府「少子化社会白書」（平成 16 年版から平成 21 年版までの各年）

内閣府（2010）「子ども・子育て白書（平成 22 年版）」

内閣府経済社会総合研究所（2005）「スウェーデン企業におけるワーク・ライフ・バランス調査」

永瀬伸子・高山憲之（2002）「女性の育児・介護等ケア活動と就業行動」日本労働研究機構『年金制度の改革が就業・引退行動に及ぼす影響に関する研究 II』

西岡八郎・小山泰代（2000）「少子化現象のジェンダー分析－男性の家庭役割への関わりから」高橋重郷『少子化に関する家族・労働政策の影響と少子化の見通しに関する研究』厚生科学研究政策科学推進研究事業平成 11 年度報告書

西岡八郎（2001）「少子化現象のジェンダー分析（２）－男性の家庭役割と追加出生に関する意識」高橋重郷『少子化に関する家族・労働政策の影響と少子化の見通しに関する研究』厚生科学研究政策科学推進研究事業平成 12 年度報告書

西岡八郎（2002）「少子化現象のジェンダー分析（３）－男子の家庭役割と女子のライフコース（就業選択・追加出生）」高橋重郷『少子化に関する家族・労働政策の影響と少子化の見通しに関する研究』厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究事業平成 13 年度報告書

西岡八郎・星敦士（2009）「夫のワーク・ライフ・バランスが妻の出産意欲に与える影響」『人口問題研究』第 65 巻第３号

日本労働研究機構（1996）「育児休業制度等が雇用管理・就業行動に及ぼす影響に関する調査研究」調査研究報告書 No.83

馬欣欣（2006）「世帯の生活時間と生活格差に関するパネルデータの分析－夫の労働時間が妻の就業および家計時間配分に与える影響」KUMQRP DISCUSSION PAPER SERIES DP2006-026

濱本知寿香(1999)「子どもの誕生と生活変動－子どもの養育に対する生活保障の検討」 樋口美雄・岩田正美『パネルデータからみた現代女性』東洋経済新報社
原田泰・高田聖治（1993）「人口の理論と将来推計」高山憲之・原田泰『高齢化の中の金融と貯蓄』日本評論社
樋口美雄（1994）「育児休業制度の実証分析」社会保障研究所『現代家族と社会保障ー結婚・出生・育児』東京大学出版会
樋口美雄（2000）「女性労働と出生力」高橋重郷『少子化に関する家族・労働政策の影響と少子化の見通しに関する研究』厚生科学研究政策科学推進研究事業平成 11 年度報告書
樋口美雄・松浦寿幸・佐藤一磨（2007）「地域要因が出産と妻の就業継続に及ぼす影響」RIETI Discussion Paper Series 07-J-012
樋口美雄・佐藤一磨（2010）「女性就業・少子化」樋口美雄、内閣府経済社会総合研究所『労働市場と所得分配』慶応義塾大学出版会
平野光子（2005）「既婚女性の就業と夫の家事分担」『季刊家計経済研究』 SPRING No.66
藤野敦子（2002）「家計における出生行動と妻の就業行動－夫の家事育児参加と妻の価値観の影響」『人口学研究』第 31 号
藤野敦子（2003）「男性の働き方の見直しは出生力を高めるのか」産研論集（関西学院大学）30 号
藤野敦子（2006）「夫の家計内生産活動が夫婦の追加予定子ども数へ及ぼす影響－ミクロデータによる検証」『人口学研究』第 38 号
松浦克己・滋野由起子（1996）「年齢階層別出産選択と既婚女子の就業行動」『女性の就業と富の分配』日本評論社
松浦克己・滋野由紀子（2001）「保育園、育児休業制度と出産行動」『郵政研究所ディスカッションパーパー・シリーズ』2001-02
松田茂樹（2005）「男性の家事・育児参加と女性の就業促進」橘木峻詔『現代女性の労働 ・結婚・子育て』ミネルヴァ書房
水落正明（2006a）「家計の時間配分行動と父親の育児参加」『季刊・社会保障研究』vol.42 No.２ Autumn 06
水落正明（2006b）「父親の育児参加と家計の時間配分」『季刊家計経済研究』SUMMER No.71

守泉理恵（2007）「先進諸国の出生率をめぐる国際的動向」『海外社会保障研究』Autumn No.160

森田陽子・金子能宏（1998）「育児休業制度の普及と女性雇用者の勤続年数」『日本労働研究雑誌』No.459

森田陽子（2004）「子育て費用と出生行動に関する分析」『日本経済研究』第 48 号

森田陽子（2006）「子育てに伴うディスインセンティブの緩和策」樋口美雄＋財務省財務総合政策研究所『少子化と日　本の経済社会』日本評論社

八代尚弘（1998）「少子化の経済的要因とその対応」『人口問題研究』第 54 巻第 1 号

山上俊彦（1999）「出産・育児と女子就業との両立可能性について」『季刊社会保障研究』第 35 巻第 1 号

山口一男（2005a）「少子化の決定要因と対策についてー夫の役割、職場の役割、政府の役割、社会の役割」『季刊家計経済研究』 2005 SPRING No.66

山口一男（2005b）「少子化の決定要因と具体的対策－有配偶者の場合」RIETI Policy Analysis Paper No.６

山口一男（2009）「ワークライフバランス　実証と政策提言」日本経済新聞社

山本陽子（2002）「補助的教育費が出生行動に与える影響の分析」『オイコノミカ』第 39 巻第 1 号

吉田千鶴（2009）「日本の夫婦の就業状態と家事・育児分担との関係－コレクティブモデルアプローチ」『人口問題研究』第 65 巻第 1 号

吉田浩・水落正明（2005）「育児資源の利用可能性が出生力および女性の就業に与える影響」『日本経済研究』第 51 号

米谷信行（1995）「我が国の出生率低下の要因分析ー都道府県別データに基づくクロスセクション分析」大蔵省財政金融研究所『フィナンシャル・レビュー』February-1995

労働政策研究・研修機構（2007）「仕事と生活」プロジェクト研究シリーズ No.７